



議案番号	件名	頁	摘要
119	豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者の指定について	115	
120	豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	119	
121	豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	151	
122	豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について	159	
123	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	165	
124	豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	213	
125	豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について	217	
126	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	223	
127	豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	229	
128	豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	235	
129	豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	241	
130	豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	247	
131	令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）	253	
132	令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	333	
133	令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）	351	
134	令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	365	
135	令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	381	
136	令和4年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）	395	
137	令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）	413	
138	令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	429	
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		

議案番号	件 名	頁	摘 要
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		



報告第18号

株式会社北前館第31期の決算及び第32期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎



## 決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

## 株式会社北前館第31期事業報告

### 1 事業の概要と成果

新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が依然として回復しない中、ロシアによるウクライナ侵攻を主因とする世界情勢の激変で原油等が高騰したこと、さらに高压電力需給契約の変更により、水道光熱費の中でも電気料金が大きく増加し、対前年比2,340千円増の6,744千円の負担が必要になり、収益に大きな影響を受けました。

幸いにして、天候には恵まれて早い梅雨明けとなり、その後戻り梅雨がありました。が、台風の直接的な影響も少なく夏季の売上は大きく伸びました。

また、30周年記念事業として、全ての利用者を対象に10月3日から11月30日までの約2カ月間「入浴料金を半額」にする取り組みを実施し、多くの方々に温泉を楽しんでいただくことが出来ました。この期間中の入浴者数は前期対比136.1%でした。

温泉部門では、「ポイントカード」や月3回に増やした「風呂の日」が大変好評であり、コロナ対策として夏季の繁忙期にはサウナの使用を中止し、安全対策として入浴者数を制限させていただきましたが、売上額は17,909千円、前期対比134.3%となりました。

特産品部門も温泉部門に連動して売上額8,386千円、前期対比115.4%となりました。

ジオカヌー部門では海況悪化による中止など安全を最優先した事により、売上額449千円、前期対比22.6%となりました。

駐車場部門は期間を7月当初から8月末まで長期間設定した事と好天であったこともあり売上額9,511千円、前期対比140.8%と大きく伸びました。

今期の総売上額は47,253千円となりましたので、前期対比は117.0%で経常利益は786千円となり、税引き後当期純利益は575千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に努めて参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、第31期の営業報告とさせていただきます。



## 2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	ジ`ホメー	その他	合 計
売上高	17,909	8,386	9,238	9,511	449	1,760	47,253

## 3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
	平成 30 年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月	令和 3 年 9 月	令和 4 年 9 月
売 上 高	65,996	53,215	44,320	40,370	47,253
経 常 利 益	158	4,792	301	△2,433	786
当 期 利 益	△3,293	4,586	3,390	△2,642	575
一株当たり当期利益	△6,587	9,172	6,780	△5,285	1,151
総 資 産	32,539	31,468	72,836	62,773	62,022
純 資 産	△26,118	△21,532	△18,142	△20,784	△20,209

## 4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
- ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
  - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
  - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
  - エ 駐車場の管理運営に関する事業
  - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
  - カ 温泉の配湯に関する事業
  - キ 公共的団体の事務局に関する事業
  - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
  - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発行株式
- ア 発行済株式の総数 500 株
  - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
  - ウ 当期末株主数 129 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

## 5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和3年9月30日	3	3	6
当期末 令和4年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

## 6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
取 締 役	福 井 正 幸	
監 査 役	田 中 律 也	
監 査 役	瀧 下 貴 也	

# 決 算 報 告 書

第 31 期

自 令和 3年10月1日

至 令和 4年9月30日

株式会社 北前館  
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

## 貸借対照表

株式会社 北前館

令和4年9月30日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(59,552,615)	流動負債	( 19,559,191)
現金・預金	57,688,794	買掛金	159,454
売掛金	809,098	1年以内返済長期借入金	13,208,000
棚卸資産	951,637	未払金	3,310,801
前払費用	58,560	リース未払金	1,438,160
未収入金	25,414	未払法人税等	211,000
仮払金	22,112	未払消費税等	1,050,800
貸倒引当金	△3,000	預り金	59,877
		仮受金	121,099
固定資産	(2,469,569)	固定負債	(62,672,000)
有形固定資産	(2,456,569)	長期借入金	62,672,000
建物	715,075	負債の部計	82,231,191
構築物	24,221		
工具・器具・備品	35,879	(純資産の部)	
車両運搬具	1	株主資本	(△20,209,007)
一括償却資産	243,233	資本金	25,000,000
リース資産	1,438,160		
無形固定資産	( 0)	利益剰余金	(△45,209,007)
		利益準備金	800,000
投資その他資産	( 13,000)	その他利益剰余金	(△46,009,007)
出資金	13,000	繰越利益剰余金	△46,009,007
		(うち当期純利益)	(575,862)
		純資産の部計	△20,209,007
資産の部計	62,022,184	負債・純資産の部計	62,022,184

## 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 3年10月1日  
至 令和 4年9月30日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円 47,253,024
温泉浴場売上高	17,908,620	
特産品店売上高	8,385,922	
受託料	9,237,880	
駐車場整理料	9,511,000	
ジオカヌー利用料	449,300	
その他	1,760,302	
【売上原価】		5,831,694
期首棚卸高	458,379	
仕入高	5,795,467	
合計	6,253,846	
期末棚卸高	422,152	
売上総利益		41,421,330
【販売費及び一般管理費】		41,461,867
営業利益		△ 40,537
【営業外収益】		1,450,717
受取利息	402	
受取配当金	400	
雑収入	1,449,915	
【営業外費用】		623,318
支払利息	623,318	
経常利益		786,862
【特別利益】		0
【特別損失】		0
税引前当期純利益		786,862
法人税等充当額		211,000
当期純利益		575,862

## 販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 3年10月1日  
至 令和 4年9月30日

科 目	金 額	
		円
給 与 ・ 手 当	14,417,174	
広 告 宣 伝 費	275,415	
発 送 配 達 費	9,636	
役 員 報 酬	840,000	
法 定 福 利 費	1,372,492	
福 利 厚 生 費	137,362	
減 価 償 却 費	1,071,678	
賃 借 料	414,500	
修 繕 費	255,425	
事 務 用 消 耗 品 費	144,022	
通 信 交 通 費	1,040,754	
水 道 光 熱 費	13,606,973	
租 税 公 課	1,874,012	
会 費 負 担 金	192,910	
接 待 交 際 費	70,330	
保 険 料	428,639	
備 品 ・ 消 耗 品 費	860,159	
支 払 手 数 料	2,421,946	
車 両 関 係 費	141,650	
リ ー ス 料	418,948	
貸 倒 焼 却 費	2,700	
雑 費	1,465,142	
合 計		41,461,867

## 棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和 4年9月30日現在

科 目	金 額	
		円
商 品	422,152	
貯 蔵 品	529,485	
合 計		951,637

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 3 年 10 月 1 日  
至 令和 4 年 9 月 30 日  
(単位：円)

株式会社 北前館

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	他資本剰余金	利益準備金	他利益剰余金				
当期末首残高	25,000,000			800,000	△46,584,869		△20,784,869		
当期変動額									
剰余金の内訳科目間の振替									
剰余金の配当									
当期純利益					575,862		575,862	575,862	
当期変動額合計					575,862		575,862	575,862	
当期末末残高	25,000,000			800,000	△46,009,007		△20,209,007	△20,209,007	

	利益剰余金の内訳					利益剰余金合計
	利益準備金	退職給付積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期末首残高	800,000			△46,584,869	△45,784,869	
当期変動額						
剰余金の内訳科目間の振替						
剰余金の配当						
当期純利益				575,862	575,862	575,862
当期変動額合計				575,862	575,862	575,862
当期末末残高	800,000			△46,009,007	△45,209,007	△45,209,007

## 個別注記表

株式会社 北前館

自 平成 3年10月1日  
至 令和 4年9月30日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
  - (2) 固定資産の減価償却方法
    - ア リース資産  
定額法を採用しています。
    - イ 有形固定資産  
定額法又は旧定額法を採用しています。  
なお、一括償却資産については、3年均等償却を採用しています。
    - ウ 無形固定資産  
定額法又は旧定額法を採用しています。
  - (3) 引当金の計上基準
    - ア 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
  - (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
  - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,324,603 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
  - (1) 一株当たり純資産額は、△40,418.01 円です。
  - (2) 一株当たり当期純利益は、1,151.72 円です。



# 監査報告書

## 1 監査対象期間（第31期）

自 令和3年10月1日  
至 令和4年9月30日

## 2 監査概要

私たち監査役は、株式会社北前館の第31期の営業年度における経営状況について、令和4年10月17日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作でした。

## 3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の損益の状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為又は、定款に違反する事実はないと認めます。

## 4 監査意見書

私たち監査役は、毎月の役員会に出席して取締役の経営検討執行状況を確認するほか、日頃より従業員の勤務状況等も注視してきました。

今期も新型コロナウイルス感染症対策として、温泉部門においては、サウナの一時休止や入浴者の人数制限を余儀なくされるなど、前期に引き続き、コロナ禍での厳しい経営となりました。

更に電気料金や燃料費の高騰は収益に大きな影響を及ぼし、2期連続での赤字も懸念していましたが、30周年記念事業や温泉入浴券の販売促進を実施される中、トップシーズンである夏季については好天に恵まれ、多くの来館者を迎えることができました。この結果、温泉、土産、駐車場部門の売上げが大きく伸び、総売上額は前期の117%に達するとともに、経常利益も一期で黒字に転じたことは、努力の賜物であると認識しています。

しかしながら、今後もコロナ禍での経営は避けられず、厳しい状況は続くものと考えられます。今後とも、株主や地域の皆様の理解や協力を受けながら、北前館が竹野地域の交流人の核施設となるべく、取締役及び従業員全員が一丸となり、さらに努力されることを切に望みます。

令和4年10月17日

監査役 田中律也

監査役 瀧下貴也

株式会社 北前館

代表取締役 太田垣健作 殿

## 株式会社北前館第3期事業計画及び収支計画

### 1 事業計画

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、着実な収益向上を目指し、役員職員一丸となって各部門の事業を展開してまいります。

温泉部門は、引き続き水道光熱費等の経費節減を図りつつ、気持ちよく入浴して頂けるよう設備の適切な維持管理に努めます。更に、好評いただいています「ポイントカード」や「風呂の日」は継続して実施してまいります。加えて日頃のご愛顧に感謝するため、全ての入浴者に対し、入浴料金を半額にする取り組みを期間を定めて実施します。

特産品部門は、取扱商品の見直しを図るとともに、お客様が買い物をしやすいよう環境を整えて、市内で製造される商品や地元産の野菜を全面に出しながら、インターネット販売についても検討し、売上額の増加に努めます。

また、誘客促進対策として、「たけの観光協会」と協働して「誕生の塩」や「誕生の湯」にも用いられている「誕生」という地名に纏わる物語の制作にも取り組み、新たな情報を発信して観光客の集客に努めます。

レストラン部門については、コワーキングスペースとしての利用など施設の在り方について根本的に検証し、お客様のニーズに沿った改革を検討してまいります。

ジオカヌーは、安全基準を遵守し、インストラクターの危険を回避する技能の向上を図り、安全に運営できるように努めるとともに、総合予約サイトの活用拡大や城崎温泉・神鍋高原との連携を進めてまいります。

また、インバウンド等の新たなお客様の利便性の向上を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承やジオパークの普及を図り、竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を発揮してまいります。

今後とも北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営してまいりますので株主の皆様を初め、市民の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 4年10月1日  
至 令和 5年9月30日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
<b>【売 上 高】</b>		54,000
温泉浴場売上高	20,000	
特産品店売上高	10,000	
受 託 料	10,000	
駐 車 場 整 理 料	8,500	
ジオカヌー利用料	2,800	
そ の 他	2,700	
<b>【売 上 原 価】</b>		6,500
期首棚卸高	422	
仕 入 高	6,578	
合 計	7,000	
期末棚卸高	500	
売 上 総 利 益		47,500
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		43,400
営 業 利 益		4,100
(営業外損益の部)		
<b>【営 業 外 収 益】</b>		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
<b>【営 業 外 費 用】</b>		803
支 払 利 息	803	
経 常 利 益		3,300

## 販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 4年10月1日

至 令和 5年9月30日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	14,217	
広 告 宣 伝 費	290	
発 送 配 達 費	30	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,400	
福 利 厚 生 費	200	
減 価 償 却 費	531	
賃 借 料	415	
修 繕 費	600	
事 務 用 消 耗 品 費	150	
通 信 交 通 費	1,118	
水 道 光 熱 費	15,600	
租 税 公 課	1,500	
会 費 負 担 金	600	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	545	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,220	
支 払 手 数 料	2,500	
車 両 関 係 費	160	
リ ー ス 料	685	
雑 費	699	
合 計		43,400

## 第97号議案

### 但馬広域行政事務組合理約の変更について

但馬広域行政事務組合理約を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係市町と協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

但馬広域行政事務組合の事務所の位置を変更するため。



## 但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

但馬広域行政事務組合同規約（平成7年兵庫県指令地第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「兵庫県豊岡市中央町2番4号」を「兵庫県豊岡市城南町23番6号」に改める。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約案要綱

### 1 改正の内容

但馬広域行政事務組合の事務所の位置を変更すること。(第4条関係)

### 2 附則

この規約は、令和5年4月1日から施行すること。



但馬広域行政事務組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、兵庫県豊岡市中央町2番4号に置く。</p>	<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、兵庫県豊岡市城南町23番6号に置く。</p>



第98号議案

市道路線の廃止について

下記の市道路線を道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	中村坪口線	豊岡市出石町上村字坪口 214 番 1 地先 豊岡市出石町中村字清水 490 番 地先	



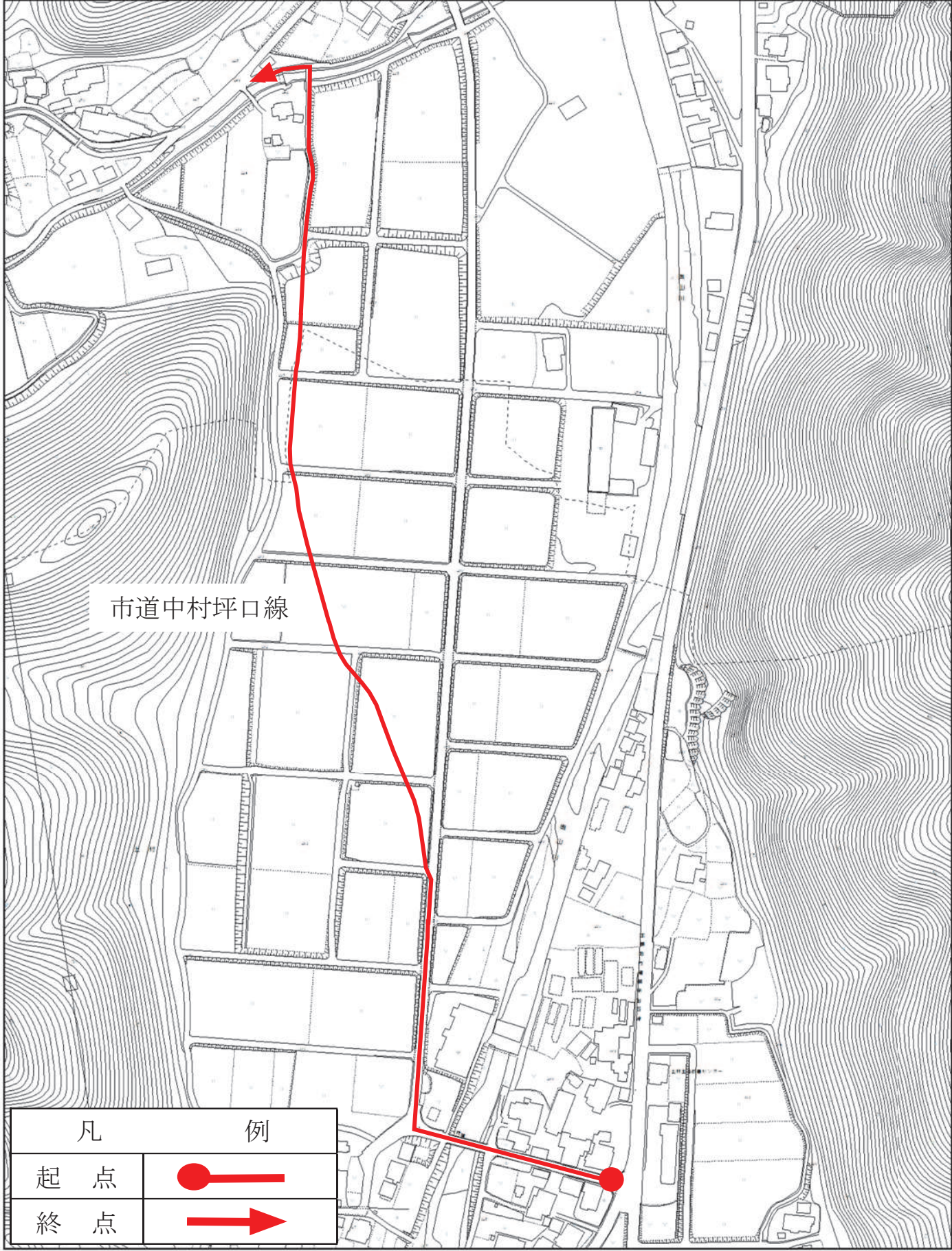
(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	中村坪口線	848.4	1.0	16.3	



市道中村坪口線 路線廃止図



市道中村坪口線

凡	例
起 点	
終 点	

1 : 3,000





第99号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点		主な 経過地
1	中村坪口中央線	旧	豊岡市出石町上村字八王寺436番3 地先 豊岡市出石町中村字ホキノ前233番1 地先	
		新	豊岡市出石町上村字坪口214番6 豊岡市出石町中村字ホキノ前233番1 地先	



(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	中村坪口中央線	旧	771.6	4.1	7.0		
		新	896.6	4.1	16.3		



市道中村坪口中央線 路線変更図



1 : 1,000



第 100 号議案

工事請負契約の締結について

豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事                         |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                      |
| 3 | 契約の金額  | 371,800,000円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 豊岡市日高町国分寺254番地<br>株式会社 共栄建設工業<br>代表取締役 沼田 茂 |

(備考) 工期限 令和 6 年 2 月 29 日





## 参考資料

### 豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事

1 施工場所 豊岡市 大磯町 地内

2 工事概要

(1) 機能回復工事

屋根・壁の全面改修、アリーナ耐震天井化、内装改修 等

(2) 機能向上工事

トイレ洋式化、バリアフリースイッチ設置、アリーナフロア全面張替え 等



第101号議案

豊岡市立神美台スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立神美台スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立神美台スポーツ公園
- 2 団体等の名称 神美台管理組合
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立神美台スポーツ公園

### (2) 所在地

豊岡市神美台157番地の40

### (3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

### (4) 施設概要

竣工 平成8年7月

敷地面積 26,100㎡

建物概要 鉄骨2階（管理棟） 911㎡

主な施設 テニスコート（ナイター照明有） 10面

管理棟、駐車場、広場 他

## 2 管理業務の内容

### (1) 施設の運営

### (2) 施設の維持管理

### (3) スポーツ事業の実施

### (4) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

神美台管理組合

### (2) 所在地

豊岡市神美台157番地の40

### (3) 代表者の氏名

組合長 川口 敏明

### (4) 設立年月日

平成8年7月24日

### (5) 職員・従業員数

役員6名、委員18名、職員2名

### (6) 主な事業又は活動

- ・神美台スポーツ公園管理事業
- ・神美台工業団地企業協議会事務受託事業 他



第102号議案

豊岡市立城崎健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの  
指定管理者の指定期間変更について

令和3年12月27日に議決のあった第133号議案にかかる豊岡市立城崎健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センター                       |
| 2 指定管理者   | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会                                    |
| 3 指定の期間   | 変更前 平成31年4月1日から令和5年3月31日<br>変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日 |





## 1 公の施設の概要

### (1) 豊岡市立城崎健康福祉センター

#### ア 名称

豊岡市立城崎健康福祉センター

#### イ 所在地

豊岡市城崎町湯島625番地の9

#### ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

#### エ 施設概要

竣工 平成6年10月

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建、地下1階

延床面積 2,335.69m<sup>2</sup>

施設内容 事務室、多機能ホール、第1研修室、栄養指導室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、特定非営利活動法人サポート歓

### (2) 豊岡市立但東健康福祉センター

#### ア 名称

豊岡市立但東健康福祉センター

#### イ 所在地

豊岡市但東町出合433番地の1

#### ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

#### エ 施設概要

竣工 平成15年1月

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 3,178.14m<sup>2</sup>

施設内容 事務室、トレーニング室、給食調理室、交流促進室、研修室、農林産品製作室、ボランティア推進室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シルバー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートい  
ずし

## 2 管理業務の内容

### (1) センターの使用及びその制限に関する業務

### (2) センターの維持管理に関する業務

### (3) その他市長が定める業務

### 3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番6号

(3) 代表者の氏名

理事長 中川 茂

(4) 設立年月日

平成18年4月3日

(5) 職員・従業員数

307人（令和4年10月1日現在）

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動
- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営

第103号議案

豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について

平成29年12月26日に議決のあった第142号議案にかかる豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野健康福祉センター                                       |
| 2 | 指定管理者   | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会                                    |
| 3 | 指定の期間   | 変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日<br>変更後 平成30年4月1日から令和7年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立竹野健康福祉センター

### (2) 所在地

豊岡市竹野町須谷1478番地

### (3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

### (4) 施設概要

竣工 平成16年9月

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 1,758.64㎡

施設内容 会議室、理学療法室兼作業療法室、視聴覚研修室  
OA研修室、日常生活訓練室兼栄養指導室、事務室等

使用団体 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市  
シルバー人材センター、竹野町老人クラブ連合会

## 2 管理業務の内容

### (1) センターの使用及びその制限に関する業務

### (2) センターの維持管理に関する業務

### (3) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

### (2) 所在地

豊岡市城南町23番6号

### (3) 代表者の氏名

理事長 中川 茂

### (4) 設立年月日

平成18年4月3日

### (5) 職員・従業員数

307人（令和4年10月1日現在）

### (6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動
- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営



第104号議案

豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立出石健康福祉センター
- 2 団体等の名称 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日





## 1 公の施設の概要

### (1) 豊岡市立豊岡健康福祉センター

#### ア 名称

豊岡市立豊岡健康福祉センター

#### イ 所在地

豊岡市城南町23番6号

#### ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

#### エ 施設概要

竣工 昭和57年3月

構造 鉄筋コンクリート造4階建

延床面積 2,954 m<sup>2</sup>

施設内容 第1会議室、第2会議室、聴覚言語障害者室、点字図書室、生活相談室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、特定非営利活動法人燦々、一般社団法人豊岡市医師会、豊岡市国際交流協会、特定非営利活動法人夢のつばさ、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会、特定非営利活動法人コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク、豊岡市身体障害者福祉協会、豊岡保護区保護司会

### (2) 豊岡市立日高健康福祉センター

#### ア 名称

豊岡市立日高健康福祉センター

#### イ 所在地

豊岡市日高町祢布891番地の2

#### ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

#### エ 施設概要

竣工 平成6年1月

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 3,122.97 m<sup>2</sup>

施設内容 事務室、会議室、研修室、多目的集団指導室、視聴覚研修室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シルバー人材センター、特定非営利活動法人そら、特定非営利活動法人日高共同作業所

(3) 豊岡市立出石健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立出石健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市出石町福住 1302 番地

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工 平成 7 年 4 月

構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 2,096.44㎡

施設内容 多目的ホール、給食調理室、第 2 会議室、健康相談室、娯楽室、茶室（和室）、ボランティア室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シルバー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートいずし、公益社団法人兵庫県看護協会

2 管理業務の内容

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番 6 号

(3) 代表者の氏名

理事長 中川 茂

(4) 設立年月日

平成18年 4 月 3 日

(5) 職員・従業員数

307人（令和 4 年10月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動
- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営

第105号議案

北但広域療育センターの指定管理者の指定について

北但広域療育センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 北但広域療育センター本部及び奈佐事業所  |
| 2 団体等の名称  | 社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団     |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 北但広域療育センター本部

#### ア 名称

北但広域療育センター本部

#### イ 所在地

豊岡市戸牧1029番地の11

#### ウ 設置目的

専門的人材により幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供すると共に、保護者・家族への支援の充実、関係機関等の連携体制の構築を図り、総合的な障害児（者）療育を推進する。

#### エ 施設概要

竣工 平成20年9月

構造 木造平屋建 872.66㎡（敷地面積2,844.00㎡）

主な施設 機能訓練室、日常生活訓練室、感覚統合訓練室、社会適応訓練室、ピアサポート室、保護者交流室、調理室、食堂、特殊浴室、研修室、相談室、事務室等

### (2) 北但広域療育センター奈佐事業所

#### ア 名称

北但広域療育センター奈佐事業所

#### イ 所在地

豊岡市吉井593番地の1

#### ウ 設置目的

専門的人材により学童期の子どもを対象に療育指導・訓練を提供すると共に、保護者・家族への支援の充実、関係機関等の連携体制の構築を図り、総合的な障害児療育を推進するため。

#### エ 施設概要

竣工 平成30年3月

構造 鉄筋コンクリート平屋建  
261.22㎡（敷地面積1,778.00㎡）

主な施設 指導訓練室、相談室、事務室等

## 2 管理業務の内容

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス、同法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援、同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関する業務

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同法第5条第18項に規定する基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援、同法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業に係る相談支援に関する業務
- (3) 療育センターの使用及びその制限に関する業務
- (4) 療育センターの維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

### 3 団体等の概要

- (1) 名称  
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
- (2) 所在地  
神戸市須磨区友が丘一丁目1番地
- (3) 代表者の氏名  
理事長 水野 雄二
- (4) 設立年月日  
昭和59年1月27日
- (5) 職員数又は会員数  
666名（令和4年9月現在）
- (6) 主な事業又は活動  
障害者支援施設（恵生園、真生園等）の設置経営 ほか

## 第106号議案

### 豊岡市立長寿園の指定管理者の指定期間変更について

平成29年12月26日に議決のあった第147号議案にかかる豊岡市立長寿園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

#### 記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立長寿園
- 2 指定管理者 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日  
変更後 平成30年4月1日から令和7年3月31日





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立長寿園

### (2) 所在地

豊岡市幸町10番6号

### (3) 設置目的

高齢者の福祉を増進するため。

### (4) 施設概要

竣工 平成8年9月

構造 鉄筋コンクリート造・2階建

延床面積 1,018.21㎡

施設内容 集会室、第1～第3教養室兼娯楽室、機能回復訓練室、休養室等

## 2 管理業務の内容

### (1) センターの使用及びその制限に関する業務

### (2) センターの維持管理に関する業務

### (3) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター

### (2) 所在地

豊岡市幸町10番6号

### (3) 代表者の氏名

理事長 小松 義定

### (4) 設立年月日

平成元年4月1日

### (5) 職員数又は会員数

職員9名 役員16名 会員639名

### (6) 主な事業又は活動

定年退職者等の高年齢者が、仕事を通じた生きがいの充実を図るために、臨時的・短期的又はその他の軽易な業務（剪定作業、清掃、建物管理等）を提供する。また、高齢者に対して、臨時的・短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。



第107号議案

豊岡市立コウノトリ文化館の指定管理者の指定について

豊岡市立コウノトリ文化館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立コウノトリ文化館
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 コウノトリ市民研究所
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立コウノトリ文化館

### (2) 所在地

豊岡市祥雲寺127番地

### (3) 設置目的

豊岡市の自然、地域文化、産業等に関する市民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するとともに、コウノトリ野生復帰事業を核とした人と自然の共生する地域づくりを推進する。

### (4) 施設概要 平成12年6月3日開館

敷地面積 2,353.42㎡

建物概要 木造2階建瓦葺き屋根

建築面積 941.50㎡

延床面積 993.70㎡

施設内容 多目的ホール、学習室、書庫、シアタールーム、展示・実習室、和室、フロアー、展示コーナー、事務室、農機具倉庫、収蔵庫、天井桟敷、身体障害者駐車場（2台）、便所等

附属施設 コウノトリの郷公園駐車場

大型バス9台、中型バス3台（うち1台身障者用）、普通車72台（うち2台身障者用）

## 2 管理業務の内容

(1) コウノトリ文化館（以下「文化館」という。）の資料の収集、保管、調査研究及び展示に関する業務

(2) 文化館の資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導をする業務

(3) 人と自然が共生する地域づくりの普及啓発に関する業務

(4) 兵庫県立コウノトリの郷公園その他関係機関との相互協力に関する業務

(5) 文化館の活動に係る市民団体等との連携に関する業務。

(6) 文化館の利用及び制限に関する業務

(7) 文化館の管理に関する業務

(8) 文化館の目的を達成するために必要な事業及び市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人コウノトリ市民研究所

- (2) 所在地  
豊岡市江本122番地の1
- (3) 代表者の氏名  
代表理事 上田 尚志
- (4) 設立年月日  
平成16年5月25日
- (5) 職員数又は会員数  
職員数 10名  
正会員数 31名
- (6) 主な事業又は活動
- ・生物調査
  - ・ビオトープ作り
  - ・田んぼや自然体験施設などを活用した環境教育
  - ・情報発信（ホームページなどの運営、但馬情報特急への定期掲載、各種パンフレットの発行など）

第108号議案

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の指定管理者の指定について

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地
- 2 団体等の名称 日本コウノトリの会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地

### (2) 所在地

豊岡市城崎町今津1362番地

### (3) 設置目的

コウノトリが舞い降りる多様な生物相を有する湿地環境を保全し、自然の中で生きるコウノトリを間近で感じることにより、コウノトリも住める豊かな環境や人と自然の共生への理解を深める。

### (4) 施設概要 平成21年4月開設

敷地面積 3.88ha

主な施設 湿地、水路、管理棟（木造一部二階建・延床面積122.91㎡）、  
観察棟（木造平屋建・延床面積28.98㎡）、駐車場ほか

## 2 管理業務の内容

### (1) 施設の管理に関する業務

### (2) コウノトリ野生復帰についての普及啓発に関する業務

### (3) 湿地に関する研究活動の支援に関する業務

### (4) 湿地を利用した環境学習の推進に関する業務

### (5) 湿地の利用及びその制限に関する業務

### (6) 来場者の安全確保に関する業務

### (7) その他付帯する業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

日本コウノトリの会

### (2) 所在地

豊岡市城崎町今津1362番地

### (3) 代表者の氏名

代表 佐竹 節夫

### (4) 設立年月日

平成28年8月30日

### (5) 職員数又は会員数

正会員（団体6団体、個人65名）、賛助会員（団体14団体、個人62名）

### (6) 主な事業又は活動

・コウノトリが採餌できる湿地の保存・再生・創造とネットワーク化

- ・ コウノトリの生息条件の調査・研究
- ・ 環境教育
- ・ コウノトリ野生復帰に関する普及啓発活動

## 第109号議案

### 豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定期間変更について

平成29年12月26日に議決のあった第153号議案にかかる豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

### 記

- |           |           |                      |
|-----------|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎文芸館 |                      |
| 2 団体等の名称  | 城崎温泉観光協会  |                      |
| 3 指定の期間   | 変更前       | 平成30年4月1日から令和5年3月31日 |
|           | 変更後       | 平成30年4月1日から令和7年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立城崎文芸館

### (2) 所在地

豊岡市城崎町湯島357番地の1

### (3) 設置目的

城崎地域の歴史、文化等に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって市の活性化に寄与する。

### (4) 施設概要 平成8年3月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造2階、延床面積1,081㎡

施設内容 展示室－1、展示室－2、展示室－3、展示室－4、収蔵室、  
研修室、資料室、イベントホール、染色室等

## 2 管理業務の内容

(1) 城崎温泉の歴史、文化等に関する実物、文献、図書、図表、写真等を収集し、保管及び展示に関する業務

(2) 文芸館資料に関する展覧会、講演会、講習会及び研究会等の開催並びに調査研究に関する業務

(3) 文芸館の入館、その制限、施設の使用及び維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

城崎温泉観光協会

### (2) 所在地

豊岡市城崎町湯島78番地

### (3) 代表者の氏名

会長 高宮 浩之

### (4) 設立年月日

昭和26年4月1日

### (5) 職員数又は会員数（構成団体）

36名（役員32名、職員4名）

### (6) 主な事業又は活動

- ・ 諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目的としている。

- ・ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。
- ・ 平成8年4月から同館の管理運営を受託している。

## 第110号議案

### 豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者の指定期間変更について

平成29年12月26日に議決のあった第152号議案にかかる豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### 記

- |           |                |                      |
|-----------|----------------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎温泉交流センター |                      |
| 2 団体等の名称  | 城崎町湯島財産区       |                      |
| 3 指定の期間   | 変更前            | 平成30年4月1日から令和5年3月31日 |
|           | 変更後            | 平成30年4月1日から令和7年3月31日 |





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立城崎温泉交流センター

### (2) 所在地

豊岡市城崎町今津290番地の36

### (3) 設置目的

市民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進する。

### (4) 施設概要 平成12年6月（竣工）

建物概要 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、日本瓦葺・地上3階、一部地上1階、地下1階 延床面積 1,684.02㎡

主な施設 交流センター、観光センター、研修室、大浴場、ジェットバス、バイブラバス、眺望露天風呂、打たせ湯、サウナ等  
(イベント広場、足湯、池、滝)

## 2 管理業務の内容

### (1) 豊岡市立城崎温泉交流センターの利用及びその制限に関する業務

### (2) 豊岡市立城崎温泉交流センターの維持管理に関する業務

### (3) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

城崎町湯島財産区

### (2) 所在地

豊岡市城崎町桃島1057番地の1

### (3) 代表者の氏名

管理者 豊岡市長 関貫 久仁郎

### (4) 設立年月日

明治28年3月15日

### (5) 職員数又は会員数（構成団体）

区議会議員10名、職員、会計年度任用職員18名

### (6) 主な事業又は活動

- ・城崎町湯島財産区が有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。
- ・平成12年7月から同センターの管理運営を受託している。



第111号議案

豊岡市立竹野北前館の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野北前館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野北前館            |
| 2 団体等の名称  | 株式会社 北前館             |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立竹野北前館

### (2) 所在地

豊岡市竹野町竹野50番地の12

### (3) 設置目的

竹野浜の自然環境、歴史的所産、地元産業等を活かし、都市との交流を図り、もって市の活性化に寄与することを目的とする。

### (4) 施設概要 平成4年3月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造3階建 2,028.01㎡

主な施設 北前船資料展示室、インフォメーションセンター、ジオパーク、資料展示室、浴場、海洋学習室、研修・交流ホール、機械棟

## 2 管理業務の内容

### (1) 条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 竹野北前館の使用及びその制限に関する業務

### (3) 竹野北前館の維持管理に関する業務

### (4) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

株式会社北前館

### (2) 所在地

豊岡市竹野町竹野50番地の22

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 太田垣 健作

### (4) 設立年月日

平成3年10月7日

### (5) 職員数又は会員数

13名

### (6) 主な事業又は活動

- ・豊岡市立竹野北前館の管理運営
- ・ジオパークに関する資料展示の運営
- ・特産物及び観光産物の販売
- ・竹野温泉の配湯及び宣言管理
- ・観光情報及び地域情報の提供 など



第112号議案

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野子ども体験村           |
| 2 団体等の名称  | 一般社団法人 たけの観光協会         |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立竹野子ども体験村

### (2) 所在地

豊岡市竹野町竹野3366番地

### (3) 設置目的

恵まれた自然環境を活用して子供たちの体験活動等を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

### (4) 施設概要 平成27年4月竣工

建物概要 木造平屋建 391.55㎡

主な施設 加工室、多目的室、作業室、ファイアサイト、塩づくり工房、事務室、トイレ、倉庫、ピザ窯

## 2 管理業務の内容

### (1) 条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 竹野子ども体験村の使用及びその制限に関する業務

### (3) 竹野子ども体験村の維持管理に関する業務

### (4) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

一般社団法人 たけの観光協会

### (2) 所在地

豊岡市竹野町竹野17番地の22

### (3) 代表者の氏名

代表理事 浪華 敬

### (4) 設立年月日

令和3年7月30日

### (5) 職員数又は会員数

17名

### (6) 主な事業又は活動

- ・豊岡市立竹野子ども体験村の管理運営
- ・観光宣伝及び観光客の誘致
- ・観光行事の開催及び助成
- ・観光に関する調査及び研究
- ・観光情報の提供及び収集 など



## 第113号議案

### 豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定期間変更について

令和元年12月25日に議決のあった第103号議案にかかる豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

### 記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高農林産物加工研修所
- 2 指定管理者 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 変更前 令和2年4月1日から令和5年3月31日  
変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立日高農林産物加工研修所

### (2) 所在地

豊岡市日高町岩中102番地の1

### (3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進するため。

### (4) 施設概要 昭和63年3月竣工

建物概要 木造・平家建 206.48㎡

主な施設 農産物食品加工室、麴室、資材倉庫、学習室

## 2 管理業務の内容

### (1) 加工研修所の使用及びその制限に関する業務

### (2) 加工研修所の維持管理に関する業務

### (3) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

株式会社 日高振興公社

### (2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野59番地の13

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 岡森 且哉

### (4) 設立年月日

平成6年4月28日

### (5) 職員数又は会員数

20名

### (6) 主な事業又は活動

- ・道の駅「神鍋高原」（道の駅本館、道の駅実習館、神鍋温泉ゆとろぎ）の管理運営
- ・日高農林産物加工研修所の管理運営 など



## 第114号議案

### 豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者の指定期間変更について

平成29年12月26日に議決のあった第136号議案にかかる豊岡市立出石歴史文化交流館の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### 記

- |           |               |                      |
|-----------|---------------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石歴史文化交流館 |                      |
| 2 団体等の名称  | 出石歴史文化交流館活用会議 |                      |
| 3 指定の期間   | 変更前           | 平成30年4月1日から令和5年3月31日 |
|           | 変更後           | 平成30年4月1日から令和6年3月31日 |





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立出石歴史文化交流館

### (2) 所在地

豊岡市出石町松枝159番地

### (3) 設置目的

地域住民の福祉の向上及び交流を図り、地域の活性化を推進する。

### (4) 施設概要 慶応2年（建築） 平成25年4月（竣工）

建物概要 木造1階建 延床面積 79.44㎡

主な施設 主屋

## 2 管理業務の内容

### (1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務

### (2) 集会施設の維持管理に関する業務

### (3) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

出石歴史文化交流館活用会議

### (2) 所在地

豊岡市出石町内町104番地の7

### (3) 代表者の氏名

会長 徳網 靖

### (4) 設立年月日

平成24年4月1日

### (5) 職員数又は会員数（構成団体）

NP0法人但馬國出石観光協会、株式会社出石まちづくり公社、豊岡市商工会  
出石支部、出石城下町を活かす会、松枝区

### (6) 主な事業又は活動

- ・ 出石観光事業
- ・ 出石まちづくり事業
- ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 町並みの保存と利活用事業 など



第115号議案

豊岡市立出石史料館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石史料館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石史料館            |
| 2 団体等の名称  | 出石皿そば協同組合            |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立出石史料館

### (2) 所在地

豊岡市出石町宵田 78 番地

### (3) 設置目的

郷土の歴史、民俗資料等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上に資する。

### (4) 施設概要 明治 25 年（建築）

建物概要 木造 2 階建 延床面積 568.00 m<sup>2</sup>

主な施設 主屋、離れ、土蔵

## 2 管理業務の内容

### (1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 史料館の入館及びその制限に関する業務

### (3) 史料館の維持管理に関する業務

### (4) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

出石皿そば協同組合

### (2) 所在地

豊岡市出石町宵田 78 番地

### (3) 代表者の氏名

理事長 武田 光弘

### (4) 設立年月日

平成 20 年 4 月 1 日

### (5) 職員数又は会員数

50 名

### (6) 主な事業又は活動

- ・豊岡産玄蕎麦の保持、買い付け、販売等
- ・地域団体商標（地域ブランド）の管理
- ・精算代行事業（観光客誘客食事券、スタンプラリー等）
- ・共同購入事業
- ・オリジナル商品の開発及び販売 など



第116号議案

豊岡市立出石明治館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石明治館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石明治館            |
| 2 団体等の名称  | 出石ライオンズクラブ           |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立出石明治館

### (2) 所在地

豊岡市出石町魚屋 50 番地

### (3) 設置目的

郷土の歴史、民俗資料等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上に資する。

### (4) 施設概要 明治 20 年（建築）

建物概要 木造 2 階建 延床面積 403.02 m<sup>2</sup>

主な施設 展示室、多目的集会室、事務室、トイレほか

## 2 管理業務の内容

### (1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 明治館の使用及びその制限に関する業務

### (3) 明治館の維持管理に関する業務

### (4) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

出石ライオンズクラブ

### (2) 所在地

豊岡市出石町魚屋 50 番地

### (3) 代表者の氏名

会長 米澤 正司

### (4) 設立年月日

昭和 39 年 3 月 28 日

### (5) 職員数又は会員数

33 名

### (6) 主な事業又は活動

- ・環境保全事業
- ・献血事業
- ・地域文化事業
- ・社会福祉事業
- ・国際青少年交換事業 など



第117号議案

豊岡市立出石永楽館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石永楽館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石永楽館            |
| 2 団体等の名称  | 株式会社 出石まちづくり公社       |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立出石永楽館

### (2) 所在地

豊岡市出石町柳 17 番地の 2

### (3) 設置目的

文化財建造物の保存と活用を図り、もって文化財愛護意識の高揚と市民生活の文化的向上に資する。

### (4) 施設概要 平成 20 年 7 月竣工

建物概要 木造 2 階建 延床面積 689.83 m<sup>2</sup>

主な施設 本館棟（芝居小屋）、附属棟（トイレ、控室）、倉庫

## 2 管理業務の内容

### (1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 永楽館の使用及びその制限に関する業務

### (3) 永楽館の維持管理に関する業務

### (4) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

株式会社 出石まちづくり公社

### (2) 所在地

豊岡市出石町内町 104 番地の 7

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 榮木 健二

### (4) 設立年月日

平成 10 年 7 月 24 日

### (5) 職員数又は会員数

28 名

### (6) 主な事業又は活動

- ・ TMO まちづくり活性化推進事業
- ・ 出石観光散策ガイド事業
- ・ 総合観光案内事業
- ・ 「いずし観光センター」物産販売事業
- ・ 「和カフェ」飲食販売事業
- ・ 「出石びっ蔵」集合貸店舗事業 など



第118号議案

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設      |
| 2 団体等の名称  | 赤花そばの郷農事組合法人        |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和8年3月31日 |





## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設

### (2) 所在地

豊岡市但東町赤花 163 番地の 1

### (3) 設置目的

市の特産物振興を通して農業の活性化を図る

### (4) 施設概要 平成 12 年 9 月竣工

建物概要 鉄骨造・平屋建 300.32 m<sup>2</sup>

主な施設 作業室、ガラス温室、操作室、製粉室

## 2 管理業務の内容

### (1) 赤花そばの乾燥調製及び貯蔵に関する業務

### (2) 赤花そばの製粉加工に関する業務

### (3) 赤花そばを通じた市の農業振興に関する業務

### (4) 乾燥調製貯蔵施設の目的を達成するために必要な業務

### (5) 乾燥調製貯蔵施設の使用及びその制限に関する業務

### (6) 乾燥調製貯蔵施設の維持管理に関する業務

### (7) その他、市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

赤花そばの郷農事組合法人

### (2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

### (3) 代表者の氏名

代表理事 本田 忠寛

### (4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

### (5) 職員数又は会員数

役員 3 名、従業員 2 名、アルバイト 9 名

### (6) 主な事業又は活動

- ・農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化
- ・在来そば、米の生産及び農産物の処理加工
- ・農産物、特産物の販売
- ・活動を通じた地域の活性化



## 第119号議案

### 豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者の指定について

豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### 記

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東地域活性化センター     |
| 2 団体等の名称  | 赤花そばの郷農事組合法人        |
| 3 指定の期間   | 令和5年4月1日から令和8年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立但東地域活性化センター

### (2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

### (3) 設置目的

地域における農家の就業の場を確保し、地域の活性化を図る

### (4) 施設概要 平成 3 年 3 月竣工

建物概要 木造・平屋建 519.06 m<sup>2</sup>

主な施設 体験室、厨房、倉庫

## 2 管理業務の内容

- (1) 地域特産物の処理加工に関する業務
- (2) 地域の活性化に関する業務
- (3) 活性化施設の目的を達成するために必要な業務
- (4) 活性化施設の使用及びその制限に関する業務
- (5) 活性化施設の維持管理に関する業務
- (6) その他、市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

赤花そばの郷農事組合法人

### (2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

### (3) 代表者の氏名

代表理事 本田 忠寛

### (4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

### (5) 職員数又は会員数

役員 3 名、従業員 2 名、アルバイト 9 名

### (6) 主な事業又は活動

- ・農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化
- ・在来そば、米の生産及び農産物の処理加工
- ・農産物、特産物の販売
- ・活動を通じた地域の活性化



第120号議案

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市長権限の事務を分掌する部の再編及び事務分掌の変更等並びに教育に関する事務の職務権限の特例による事務等を市長から教育委員会に変更をするため。





豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(豊岡市事務分掌条例の一部改正)

第1条 豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

- (1) 行政管理部
- (2) デジタルトランスフォーメーション推進部
- (3) 危機管理部
- (4) 総務部
- (5) 暮らし創造部
- (6) 市民部
- (7) 健康福祉部
- (8) こども未来部
- (9) 観光文化部
- (10) 産業経済部
- (11) 都市整備部

(部の事務分掌)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政管理部
  - ア 秘書に関する事項
  - イ 広報及び広聴に関する事項
  - ウ 財政に関する事項
  - エ 公有財産に関する事項
- (2) デジタルトランスフォーメーション推進部
  - ア 市政の総合的企画及び調整に関する事項
  - イ 地方創生に関する事項
  - ウ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項
  - エ 情報化の推進に関する事項
  - オ 行財政改革の推進に関する事項
- (3) 危機管理部

危機管理に関する事項

(4) 総務部

- ア 議会に関する事項
- イ 公文書、法規及び統計に関する事項
- ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- エ 他の部の所管に属さない事項

(5) くらし創造部

- ア 地域づくり施策に関する事項
- イ 定住促進に関する事項
- ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項
- エ 環境保全及び廃棄物に関する事項
- オ コウノトリ施策に関する事項
- カ 消費者行政に関する事項

(6) 市民部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項
- ウ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(7) 健康福祉部

- ア 市民福祉に関する事項
- イ 介護保険に関する事項
- ウ 健康に関する事項

(8) こども未来部

- 子ども・子育てに関する事項

(9) 観光文化部

- ア 観光施策に関する事項
- イ 文化及び文化財の保護に関する事項
- ウ スポーツに関する事項

(10) 産業経済部

- ア 経済施策に関する事項
- イ 商業、工業及び特産業に関する事項
- ウ 農業、林業及び水産業に関する事項

(11) 都市整備部

- ア 道路及び河川に関する事項
- イ 都市計画に関する事項
- ウ 交通施策に関する事項
- エ 建築及び公営住宅に関する事項

オ 公共用地の取得に関する事項

カ 地籍調査に関する事項

(豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図書館、」及び「及び青少年センター」を削る。

(豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例（令和3年豊岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条から第8条まで、第10条第1項及び第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第14条ただし書中「市長が生涯学習サロン」を「教育委員会が生涯学習サロン」に改める。

第15条及び第17条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第18条第2項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「市長の指示」を「教育委員会の指示」に改める。

第20条第1項及び第2項第4号中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「市長は」を「教育委員会は」に、「市長の」を「教育委員会の」に、「、第17条並びに第18条第2項及び第3項中」を「及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「教育委員会」とあり、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、市長の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例第2条の規定による改正後の豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により豊岡市教育委員会が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、豊岡市教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に、この条例第3条の規定による改正前の豊岡市立生涯学習サロンの

設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例第3条の規定による改正後の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 4 豊岡市交通安全対策会議条例（平成17年豊岡市条例25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民生活部」を「危機管理部」に改める。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第3のアの表7級の項中「、防災監」を削る。

(豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 6 豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年豊岡市条例69号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「政策調整部」を「行政管理部」に改める。

(豊岡市農業振興審議会条例の一部改正)

- 7 豊岡市農業振興審議会条例（平成17年豊岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第8条中「コウノトリ共生部」を「産業経済部」に改める。

(豊岡市林業振興審議会条例の一部改正)

- 8 豊岡市林業振興審議会条例（平成17年豊岡市条例119号）の一部を次のように改正する。

第7条中「コウノトリ共生部」を「産業経済部」に改める。

(豊岡市水産業振興審議会条例の一部改正)

- 9 豊岡市水産業振興審議会条例（平成17年豊岡市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条中「コウノトリ共生部」を「産業経済部」に改める。

(豊岡市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 10 豊岡市青少年問題協議会条例（平成17年豊岡市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域コミュニティ振興部」を「教育委員会事務局」に改める。

(豊岡市青少年センター条例の一部改正)

- 11 豊岡市青少年センター条例（平成17年豊岡市条例169号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 12 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第11条ただし書中「第8条第2項の規定により市長」を「第8条第2項の規定により教育委員会」に改める。

第12条、第14条、第15条第2項及び第17条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

(豊岡市文化財保護に関する条例の一部改正)

- 13 豊岡市文化財保護に関する条例(平成17年豊岡市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「地域コミュニティ振興部」を「観光文化部」に改める。

(豊岡市環境審議会条例の一部改正)

- 14 豊岡市環境審議会条例(平成18年豊岡市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民生活部」を「暮らし創造部」に改める。

(豊岡市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 15 豊岡市子ども・子育て会議条例(平成25年豊岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局」を「こども未来部」に改める。

## 豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

#### (1) 豊岡市事務分掌条例の一部改正（第1条関係）

市長の権限に属する事務を分掌する部は、次に掲げる11部とし、当該部の事務は、それぞれに規定する事項とすること。（第1条、第2条関係）

ア 行政管理部 秘書、広報、広聴、財政及び公有財産に関する事項

イ デジタルトランスフォーメーション推進部 市政の総合的企画及び調整、地方創生、デジタルトランスフォーメーションの推進、情報化の推進並びに行財政改革の推進に関する事項

ウ 危機管理部 危機管理に関する事項

エ 総務部 議会、公文書、法規、統計並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

オ 暮らし創造部 地域づくり施策、定住促進、ジェンダーギャップの解消、環境保全及び廃棄物、コウノトリ施策並びに消費者行政に関する事項

カ 市民部 戸籍、住民基本台帳、国民年金、国民健康保険並びに市税の賦課及び徴収に関する事項

キ 健康福祉部 市民福祉、介護保険及び健康に関する事項

ク こども未来部 子ども・子育てに関する事項

ケ 観光文化部 観光施策、文化、文化財の保護及びスポーツに関する事項

コ 産業経済部 経済施策、商業、工業及び特産業並びに農業、林業及び水産業に関する事項

サ 都市整備部 道路及び河川、都市計画、交通施策、建築及び公営住宅、公共用地の取得並びに地籍調査に関する事項

#### (2) 豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正（第2条関係）

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例を見直し、図書館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事務を市長から豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限にすること。

#### (3) 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）

生涯学習サロンの設置及び管理に関する事務を市長から教育委員会の職務権限にすること。

### 2 附則

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 令和5年4月1日前に、市長の職務権限によりなされた処分、手続その他の

行為のうち、改正後の豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により教育委員会が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこと。

(附則第2項関係)

(3) 令和5年4月1日前に、改正前の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第3項関係)

(4) その他の条例について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第4項から第15項関係)

豊岡市事務分掌条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p><u>（部の設置）</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) <u>政策調整部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) <u>デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p>(4) <u>地域コミュニティ振興部</u></p> <p>(5) <u>市民生活部</u></p> <p>(6) <u>健康福祉部</u></p> <p>(7) <u>環境経済部</u></p> <p>(8) <u>ユウノトリ共生部</u></p> <p>(9) <u>都市整備部</u></p> <p><u>（部の事務分掌）</u></p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策調整部</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>ウ <u>市政の総合的企画及び調整に関する事項</u></p>	<p><u>（部の設置）</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) <u>行政管理部</u></p> <p>(2) <u>デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p>(3) <u>危機管理部</u></p> <p>(4) <u>総務部</u></p> <p>(5) <u>くらし創造部</u></p> <p>(6) <u>市民部</u></p> <p>(7) <u>健康福祉部</u></p> <p>(8) <u>こども未来部</u></p> <p>(9) <u>観光文化部</u></p> <p>(10) <u>産業経済部</u></p> <p>(11) <u>都市整備部</u></p> <p><u>（部の事務分掌）</u></p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>行政管理部</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>ウ <u>財政に関する事項</u></p>



エ 地方創生に関する事項

オ 戦略的政策分野の調査及び研究に関する事項

カ 財政に関する事項

キ 公有財産に関する事項

ク 防災に関する事項

(2) 総務部

ア 議会に関する事項

イ 文書、法規及び統計に関する事項

ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項

エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

オ 他の部の所管に属さない事項

(3) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

イ 情報化の推進に関する事項

ウ 行財政改革の推進に関する事項

(4) 地域コミュニケーション振興部

ア 地域づくり施策に関する事項

イ 生涯学習に関する事項

ウ 文化及び文化財の保護に関する事項

エ スポーツに関する事項

(5) 市民生活部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項

エ 公有財産に関する事項

(2) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア 市政の総合的企画及び調整に関する事項

イ 地方創生に関する事項

ウ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

エ 情報化の推進に関する事項

オ 行財政改革の推進に関する事項

(3) 危機管理部

― 危機管理に関する事項

(4) 総務部

ア 議会に関する事項

イ 公文書、法規及び統計に関する事項

ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

エ 他の部の所管に属さない事項

(5) くらし創造部

ア 地域づくり施策に関する事項

イ 定住促進に関する事項

ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項

エ 環境保全及び廃棄物に関する事項

オ コウノトリ施策に関する事項

カ 消費者行政に関する事項

(6) 市民部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ 交通安全及び消費者行政に関する事項  
 エ 環境保全及び廃棄物の処理に関する事項  
 オ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(6) 健康福祉部  
 ア 市民福祉に関する事項  
 イ 介護保険に関する事項  
 ウ 健康に関する事項  
 エ 少子化対策に関する事項

(7) 環境経済部  
 ア 経済施策の企画及び調整に関する事項  
 イ 商業、工業及び特産業の振興に関する事項  
 ウ エコバレーの推進に関する事項  
 エ 大交流の推進に関する事項  
 オ 定住促進に関する事項

(8) コウノトリ共生部  
 ア コウノトリ施策に関する事項  
 イ 農業、林業及び水産業に関する事項  
 ウ 地籍調査に関する事項

(9) 都市整備部  
 ア 道路及び河川に関する事項  
 イ 都市計画に関する事項  
 ウ 交通施策に関する事項  
 エ 建築及び公営住宅に関する事項  
 オ 公共用地の取得に関する事項

イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項  
 ウ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(7) 健康福祉部  
 ア 市民福祉に関する事項  
 イ 介護保険に関する事項  
 ウ 健康に関する事項

(8) こども未来部  
 子ども・子育てに関する事項

(9) 観光文化部  
 ア 観光施策に関する事項  
 イ 文化及び文化財の保護に関する事項  
 ウ スポーツに関する事項

(10) 産業経済部  
 ア 経済施策に関する事項  
 イ 商業、工業及び特産業に関する事項  
 ウ 農業、林業及び水産業に関する事項

(11) 都市整備部  
 ア 道路及び河川に関する事項  
 イ 都市計画に関する事項  
 ウ 交通施策に関する事項  
 エ 建築及び公営住宅に関する事項  
 オ 公共用地の取得に関する事項  
 カ 地籍調査に関する事項

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(市長が管理し、及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>図書館、歴史博物館及び青少年センター</u>の設置、管理及び廃止に 関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(市長が管理し、及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>歴史博物館</u>の設置、管理及び廃止に 関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>



(許可の基準)	(許可の基準)
<p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p>
<p>2 <u>教育委員会</u>は、生涯学習サロンの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p>	<p>2 <u>市長</u>は、生涯学習サロンの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p>
<p>第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならぬ。</p>	<p>第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならぬ。</p>
<p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p>第11条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>第11条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>2 <u>教育委員会</u>は、生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p>	<p>2 <u>市長</u>は、生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p>
<p>第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により<u>教育委員会</u>が生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得</p>	<p>第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により<u>市長</u>が生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得</p>

得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び入場の制限等)

第15条 市長            は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生涯学習サロンの施設への入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第17条 市長            は、生涯学習サロンの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 略

2 市長            は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示            に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第20条 市長            は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に生涯学習サロンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場

得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び入場の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生涯学習サロンの施設への入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第17条 教育委員会は、生涯学習サロンの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 略

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が教育委員会の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第20条 教育委員会は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に生涯学習サロンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場

合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は\_\_\_\_\_、特に必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の\_\_\_\_\_承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中

4 略

\_\_\_\_\_「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「教育委員会」とあり、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 略

豊岡市交通安全対策会議条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務)</p> <p>第6条 会議の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 会議の庶務は、<u>危機管理部</u>において処理する。</p>



豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正後（案）												
<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>ア 行政職給料表級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="437 1126 772 2054"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級 ～ 6級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 医師職給料表級別標準職務表</p> <p>略</p>	職務の級	標準職務	1級 ～ 6級	略	7級	1 技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略	<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>ア 行政職給料表級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="437 185 772 1126"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級 ～ 6級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 医師職給料表級別標準職務表</p> <p>略</p>	職務の級	標準職務	1級 ～ 6級	略	7級	1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略
職務の級	標準職務												
1級 ～ 6級	略												
7級	1 技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略												
職務の級	標準職務												
1級 ～ 6級	略												
7級	1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略												

豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正後（案）
<p>(審査会) 第6条 略 2～7 略 8 審査会の庶務は、<u>政策調整部</u>において処理する。</p>	<p>(審査会) 第6条 略 2～7 略 8 審査会の庶務は、<u>行政管理部</u>において処理する。</p>

豊岡市農業振興審議会条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>コウノトリ共生部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>産業経済部</u>において処理する。</p>

豊岡市林業振興審議会条例新旧対照表（附則第8項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>ユウノトリ共生部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>産業経済部</u>において処理する。</p>

豊岡市水産業振興審議会条例新旧対照表（附則第9項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>ユウノトリ共生部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>産業経済部</u>において処理する。</p>

豊岡市青少年問題協議会条例新旧対照表（附則第10項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>地域コミュニケーション振興部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p>

豊岡市青少年センター条例新旧対照表（附則第11項関係）

現行	改正後（案）
<p>(補導委員) 第4条 略 2 補導委員は、120人以内とし、市長 _____が任命する。 3・4 略 (委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長_____が定める。</p>	<p>(補導委員) 第4条 略 2 補導委員は、120人以内とし、豊岡市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」 という。）が任命する。 3・4 略 (委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第12項関係）

現行	改正後（案）
<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長 _____ は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長 _____ の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長 _____ がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 市長 _____ は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 豊岡市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>



<p>ことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>市長</u> は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>第8条第2項</u>の規定により<u>市長</u> が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第12条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第14条 <u>市長</u> は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>市長</u> は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第17条 略</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>第8条第2項</u>の規定により<u>教育委員会</u>が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第17条 略</p>
--	--

<p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から<u>市長</u>が任命する。</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3～5 略</p>
--	---

豊岡市文化財保護に関する条例新旧対照表（附則第13項関係）

現行	改正後（案）
<p>(会議) 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>地域コミュニティ振興部</u>において処理する。</p>	<p>(会議) 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>観光文化部</u>において処理する。</p>

豊岡市環境審議会条例新旧対照表（附則第14項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u> において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>くらし創造部</u>において処理する。</p>

豊岡市子ども・子育て会議条例新旧対照表（附則第15項関係）

	現行	改正後（案）
<p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、<u>こども未来部</u>において処理する。</p>	



第121号議案

豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、市が法の適用を受けることにより必要となる法律施行条例を定め、開示請求に係る手数料等を規定するため。





豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運用の状況の公表)

第6条 市長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(豊岡市個人情報保護条例の廃止)

2 豊岡市個人情報保護条例(平成17年豊岡市条例第215号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下この項において「旧実施機関」という。)の職員である者若しくは職員であった者又は旧実施機関の委託を受けて旧個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(豊岡市情報公開条例の一部改正)

6 豊岡市情報公開条例(平成17年豊岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第6号イ中「関し、」の右に「市又は」を加え、「地方公共団体又は」を「他の地方公共団体若しくは」に改め、同号オ中「地方公共団体」を「市若しくは他の地方公共団体」に改める。

第19条を次のように改める。

(手数料等)

第19条 公開に係る手数料は、無料とする。

2 第17条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 豊岡市個人情報保護に関する法律施行条例案要綱

### 1 趣旨

個人情報保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めること。(第1条関係)

### 2 定義

使用する用語の定義を行うこと。(第2条関係)

### 3 開示請求に係る手数料等

開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付を受ける者は当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこと。(第3条関係)

### 4 開示決定等の期限

全部若しくは一部の開示又は非開示の決定の期限は、開示請求があった日から15日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、45日以内とすること。(第4条関係)

### 5 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内に全ての開示決定等を行うことが事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、その特例として、相当の部分は45日以内に開示決定等をし、残りの部分は相当の期間内に開示決定等ができること。(第5条関係)

### 6 運用の状況の公表

市長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表すること。(第6条関係)

### 7 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めること。(第7条関係)

### 8 附則

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 豊岡市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)を廃止すること。(附則第2項関係)

(3) 旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例の規定による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、令和5年4月1日以後も、なお従前の例によること。(附則第3項関係)

(4) 令和5年4月1日前に旧条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求がされた場合の手続は、なお従前の例によること。(附則第4項関係)

(5) 令和5年4月1日前にした行為並びに附則の規定によりなお従前の例による

こととされる旧条例第7条の規定による義務並びに旧条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用は、なお従前の例によること。(附則第5項関係)

- (6) 豊岡市情報公開条例について、この条例による手数料等に係る規定等の整理をすること。(附則第6項関係)

豊岡市情報公開条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正後（案）
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>          </u>国、独立行政法人等、<u>          </u>地方公共団体又は<u>          </u>地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ <u>          </u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 <u>          </u>公開に係る手数料は、無料とする。ただし、交付用の複製経費及び磁気媒体等の物品経費は、公開請求者の負担とする。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>          </u>市又は国、独立行政法人等、<u>          </u>他の地方公共団体若しくは<u>          </u>地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ <u>          </u>市若しくは他の<u>          </u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(手数料等)</p> <p>第19条 <u>          </u>公開に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 <u>          </u>第17条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>



第122号議案

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定  
について

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、審査会は法の規定による審査請求に関する事項を調査審議するなど所要の規定の整備をするため。





豊岡市条例第 号

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年豊岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「豊岡市個人情報保護条例(平成17年豊岡市条例第215号)第40条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 豊岡市情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年豊岡市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関

第2条第3項中「豊岡市個人情報保護条例第19条第1項、第30条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 審査会の調査審議事項に係る規定に関し、その引用する豊岡市個人情報保護条例の規定を個人情報の保護に関する法律の規定に改めること。(第1条関係)
- (2) 定義のうち諮問庁及び保有個人情報に係る規定に関し、それらの引用する豊岡市個人情報保護条例の規定を豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例又は個人情報の保護に関する法律の規定に改めること。(第2条関係)

### 2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 実施機関からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条又は豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）第40条に規定する審査請求に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 豊岡市情報公開条例第20条又は豊岡市個人情報保護条例第40条の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、豊岡市個人情報保護条例第19条第1項、第30条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 実施機関からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条又は豊岡市個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 豊岡市情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年豊岡市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（をいう。）をいう。</p>



第123号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年延長、管理監督職勤務上限年齢の設定、定年前再任用短時間勤務制等に関する関係条例の規定を整備するため。



豊岡市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊岡市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の定年等に関する条例（平成17年豊岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市が設置する診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条第1項に規定する職をいう。以下この条及び第7条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の右に「市長の承認を得て、これらの期

限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存し」を「に掲げる事由が」に、「、その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）第25条第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）第14条第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する医師が占める職は、前項の条例で定める職から除くものとする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考



慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員につ

いて、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用

しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年豊岡市条例第 号）第1条による改正前の豊岡市職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 第2条 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年豊岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、「若しくは第3条」を「又は第

3条」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 豊岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（豊岡市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 豊岡市職員の分限に関する条例（平成17年豊岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「号給に変更することをいう。以下同じ。）」の右に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降給することをいう。）」を加え、同条第2項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に改める。

附則に次の2項を加える

（定年引上げに係る降給時の給料月額等）

4 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51条）附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）附則第3項の規定による降給とする」とする。

5 第3条第2項の規定は、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定の適用を受ける職員には、これらの規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。以下「育児休業法」という。」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、



同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第3条第1項ただし書中「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 豊岡市職員の育児休業等に関する条例(平成17年豊岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 豊岡市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 豊岡市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第18条の表中

「

第38条	再任用職員	育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員
	第15条及び第32条	第15条、第17条及び第32条

」を

「

第38条	第15条	第15条及び第17条
------	------	------------

」に

改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊岡市条例第39号)」を「勤務時間条例」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「応じた額」の右に「に、勤務時間条例第2条第4項の

規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じた額」を加え、同条第5項を削る。

第28条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第38条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（定年引上げに係る職員の給料等）

20 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条から第8条まで並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 豊岡市職員の定年等に関する条例（平成17年豊岡市条例第32号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（豊岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 豊岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(4) 豊岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（豊岡市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれ

を切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第28条第5項(第31条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第28条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の額との合計額」とする。

27 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3のアの表3級の項中「、主査若しくは園長補佐」を「若しくは主査」に改め、同表4級の項中「園長の職務」を「園長補佐の職務」に、「、主査若しくは園長補佐」を「若しくは主査」に改め、同表5級の項及び第6級の項中「若しくは参事」を「、参事若しくは園長」に改める。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年豊岡市条例

第187号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(定年引上げに係る職員の給料)

3 職員(会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)附則第20項及び第21項の規定の例により管理者が別に定める。

(豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第9条 豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年豊岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年豊岡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条第2項中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。

(豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第11条 豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成26年豊岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(豊岡市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 豊岡市職員の再任用に関する条例(平成17年豊岡市条例第33号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)



1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(豊岡市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例第1条による改正前の豊岡市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例第1条による改正後の豊岡市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条第1項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条本文に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条本文に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

5 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職

を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 6 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例第6条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 豊岡市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

- (1) この条例の趣旨に、職員の定年等に関し必要な事項として、定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任等及びこれらの特例等に関する事項を加えること。（第1条関係）
- (2) 職員の定年を、年齢60年から年齢65年に引き上げること。（第3条関係）
- (3) 任命権者が職員の定年の年齢の退職にかかわらず、職員として引き続き勤務させることができる特例について、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例による異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）を延長した管理監督職を占める職員の勤務延長の場合については、市長の承認を得たときに限るものとし、その期間は3年を超えないこと。（第4条関係）
- (4) 管理監督職勤務上限年齢制の対象とする管理監督職は、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する管理職手当を支給される職とすること。（第6条関係）
- (5) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすること。（第7条関係）
- (6) 任命権者は、管理監督職上限年齢による他の職への降任等を行うに当たって、平等取扱いの原則、任用の根本基準等法律に定めるもののほか、職員の人事評価の結果等に基づき、降任先の標準職務遂行能力等を踏まえた降任とすること、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任すること等の基準を遵守しなければならないこと。（第8条関係）
- (7) 任命権者は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例として、降任等をすべき職員について、公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない期間ごとに引き続き管理監督職として勤務させることができること。（第9条関係）
- (8) 任命権者は、管理監督職に係る異動期間の延長及び他の管理監督職への降任又は転任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得ること。（第10条関係）
- (9) 任命権者は、管理監督職の特例任用の期間の末日の到来前に延長の事由が消滅したときには、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うこと。（第11条関係）
- (10) 任命権者は、60歳に達した日以後に退職した職員を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間の職に採用することができること。（第12条関係）

- (11) 定年に関する経過措置として、定年の年齢65年は令和13年4月1日からとし、それまでの間は2年に1歳ずつ段階的に引き上げること。（附則第4項関係）
- (12) 任命権者は、当分の間、職員が年齢59歳に達する年度に、60歳に達する年度以後に適用される任用及び給与等の情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認するよう努めること。（附則第5項関係）
- 2 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第2条関係）

派遣することができる職員について、定年前再任用短時間勤務職員は、公益的法人等に派遣することができる職員とし、異動期間が延長された管理監督職を占める職員は公益的法人等に派遣することができない職員とすること。（第2条関係）
- 3 豊岡市職員の分限に関する条例の一部改正（第3条関係）
  - (1) 降給の種類及び事由の項目に、管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降給を追加すること。（第2条の2関係）
  - (2) 定年延長に係る降給の種類に、当分の間、管理監督職勤務上限年齢による給料月額7割措置による降給を定めること。（附則第4項関係）
  - (3) 管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降給の場合は、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこと。（附則第5項関係）
- 4 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第4条関係）

再任用制度の廃止に係る定年前再任用短時間勤務制度の創設による所要の規定の整備を行うこと。（第2条、第3条関係）
- 5 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第5条関係）
  - (1) 異動期間が延長された管理監督職を占める職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員とすること。（第2条、第9条関係）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務制度の創設に係る所要の規定の整備を行うこと。（第18条から第20条関係）
- 6 豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第6条関係）
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の区分により、その者の属する等級に応じた給料月額にその者の勤務時間を勤務時間38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とすること。（第5条、別表第1、別表第2関係）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務制度の創設に係る所要の規定の整備を行うこと。（第28条、第31条関係）
  - (3) 扶養手当及び住居手当は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこと。（第38条関係）
  - (4) 管理監督職勤務上限年齢による降任等による特定日（原則60歳に達した日後における最初の4月1日。以下同じ。）以後の給料月額について、職員の属す



- る職及び号給に応じた額の7割を支給すること。（附則第20項関係）
- (5) 特定日以後の給料月額7割支給は、臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員のほか、医師や異動期間が延長された管理監督職を占める職員等は適用しないこと。（附則第21項関係）
  - (6) 管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴い、降任前後で同一の給料表の適用を受ける職員の特定期以後の給料月額7割支給が、その算出方法により降任前に受けていた給料月額7割に達しない職員に対し、当分の間、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給すること。（附則第22項関係）
  - (7) 管理監督職勤務上限年齢調整額は、当該調整額と職員の受ける給料月額との合計が、当該職員の属する級の最高号給の給料月額を超えない範囲で支給すること。（附則第23項関係）
  - (8) 異動日の前日から引き続き、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、管理監督職勤務上限年齢調整額の規定に準じて算出した額を給料として支給すること。（附則第24項関係）
  - (9) 任用の事情を考慮して、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、管理監督職勤務上限年齢調整額の規定に準じて算出した額を給料として支給すること。（附則第25項関係）
  - (10) 期末手当の算定に当たっては、管理監督職勤務上限年齢調整額を含めること。（附則第26項関係）
  - (11) 定年延長に係る職員の給料等に関する(4)から(10)までのもののほか必要な事項は、市長が定めること。（附則第27項関係）
  - (12) 園長を5級及び6級に、園長補佐を4級に位置付けること。（別表第3関係）
- 7 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第7条関係）
- (1) 定年前再任用短時間勤務制度の創設に係る所要の規定の整備を行うこと。（第2条、第24条関係）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員を除く職員が、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項及び第21項の規定の例により、管理者が別に定めること。（附則第3項関係）
- 8 豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第8条関係）  
定年前再任用短時間勤務制度の創設に係る所要の規定の整備を行うこと。（第3条関係）
- 9 豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正（第9条関係）  
自己啓発等休業をすることができない職員の規定から、再任用職員の常時勤務職員を削ること。（第2条関係）
- 10 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第10条関係）

- 再任用制度の廃止に係る所要の規定の整備を行うこと。(第4条、第8条関係)
- 11 豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正(第11条関係)  
地方公務員法の一部改正に係る所要の規定の整理を行うこと。(第4条関係)
- 12 豊岡市職員の再任用に関する条例の廃止(第12条関係)  
豊岡市職員の再任用に関する条例を廃止すること。
- 13 附則
- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、対象職員への必要な任用、給与等に関する情報提供及び勤務の意思確認については公布の日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) 勤務延長に関する経過措置として、令和5年4月1日前に第1条による改正前の豊岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務延長を行った職員について、第1条による改正後の豊岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項の定年による退職の特例の規定により、1年ごとの更新で最長3年まで延長することができること。(改正条例附則第2項関係)
- (3) 定年の段階的引上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないこと。(改正条例附則第3項関係)
- (4) 任命権者は、勤務延長に関する経過措置により勤務を延長させるときは、本人の同意を得なければならないこと。(改正条例附則第4項関係)
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置として、定年の段階的引上げ期間中において、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で、再び定年前となる場合があるが、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないこと。(改正条例附則第5項関係)
- (6) 任命権者は、施行日前に年齢60年となる職員に必要な情報提供及び意思確認に努めること。(改正条例附則第6項関係)
- (7) 豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの規定については、施行日前の旧地方公務員法による勤務延長職員には適用しないこと。(改正条例附則第7項関係)

豊岡市職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。ただし、<u>医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務</u>に從事させるため、<u>引き続き</u>勤務させることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市が設置する診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き</u>勤務させることができる。ただし、<u>第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条第1項に規定する職をいう。以下この条及び第7条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定に</u></p>





期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、その期限を繰り上げて退職させることができる。

期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該 期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する職は、豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）第25条第1項に規定する管理職手当が支給される職員及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）第14条第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する医師が占める職は、前項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準

職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとすする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等すること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させる

ことができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができ。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容及が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同

じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等

をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 略

附 則

1～3 略

(定年に関する経過措置)

(委任)

第6条 略

附 則

1～3 略

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第

1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 年豊岡市条例第 号)第1条による改正前の豊岡市職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び

給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする  
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるも  
のとする。

豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(職員の派遣) 第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定め て任用される職員（<u>地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若 しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は豊岡市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号。以下「任期 付職員条例」という。）第2条若しくは第3条の規定により採用され た職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地公法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項 又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員と する。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定め て任用される職員（<u>豊岡市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号。以下「任期 付職員条例」という。）第2条又は第3条 の規定により採用され た職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地公法第22条の4第1項 又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>豊岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの 規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。） を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>



豊岡市職員の分限に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(降給の種類及び事由)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 職員を降格することができる場合は、職員が降任された</p> <hr/> <p>_____ 場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>(降給の種類及び事由)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降給することをいう。）とする。</p> <p>2 職員を降格することができる場合は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(定年引上げに係る降給時の給料月額等)</p> <p>4 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対す</p>

る第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）附則第3項の規定による降給とする」とする。

5 第3条第2項の規定は、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項又は豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等</u>の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 <u>育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員をいう。）の1週間当たりの勤務時間は、38時間45分から当該育児短時間勤務をして</u> <u>いる職員の1週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。</u> 育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間についても、同様とする。</p> <p>4 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「<u>育児短時間勤務</u>（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等</u>の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 法第22条の4第1項 <u>の規定により採用された短時間勤務職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>

<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下これらを「短時間勤務職員」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____ <u>及び任期付短時間勤務職員</u>（以下これらを「短時間勤務職員」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 豊岡市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間<u>（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 豊岡市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間<u>（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</p>

句とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 185 387 544">第6条及び第9条第2項 ～ 第34条</td> <td data-bbox="245 544 387 790">略</td> <td data-bbox="245 790 387 1108">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 185 531 544">第38条</td> <td data-bbox="387 544 531 790">再任用職員</td> <td data-bbox="387 790 531 1108">第15条及び第32条 第17条及び第32条</td> </tr> </table>	第6条及び第9条第2項 ～ 第34条	略	略	第38条	再任用職員	第15条及び第32条 第17条及び第32条	句とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1131 387 1489">第6条及び第9条第2項 ～ 第34条</td> <td data-bbox="245 1489 387 1736">略</td> <td data-bbox="245 1736 387 2049">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1131 531 1489">第38条</td> <td data-bbox="387 1489 531 1736">再任用職員</td> <td data-bbox="387 1736 531 2049">第15条及び第32条 第17条及び第32条</td> </tr> </table>	第6条及び第9条第2項 ～ 第34条	略	略	第38条	再任用職員	第15条及び第32条 第17条及び第32条
第6条及び第9条第2項 ～ 第34条	略	略													
第38条	再任用職員	第15条及び第32条 第17条及び第32条													
第6条及び第9条第2項 ～ 第34条	略	略													
第38条	再任用職員	第15条及び第32条 第17条及び第32条													
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p>		<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p>													
<p>(1) 略</p>		<p>(1) 略</p>													
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」)という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>		<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」)という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>													
<p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例</u></p> <p>第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>		<p>以下同じ。)の承認は、<u>豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>(平成17年豊岡市条例第39号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>													

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給料表)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員 _____ の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額 _____ とする。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第22条の4第1項 _____ の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じた額とする。</p>
<p>5 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員 _____ に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>



第29条 略	第29条 略
第30条 略	第30条 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第31条 略	第31条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前前任用短時間勤務職員 当該定年前前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略
(再任用職員 についての適用除外)	(定年前前任用短時間勤務職員についての適用除外)
第38条 第12条及び第15条の規定は、再任用職員 には、適用しない。	第38条 第12条及び第15条の規定は、定年前前任用短時間勤務職員には、適用しない。
附 則	附 則
1～19 略	1～19 略
	(定年引上げに係る職員の給料等)
	20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における



最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条から第8条まで並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 豊岡市職員の定年等に関する条例（平成17年豊岡市条例第32号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（豊岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 豊岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(4) 豊岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（豊岡市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異

- 動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する



別表第2（第5条関係）

## 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
再任用職員	略			
以外の職員				
再任用職員	略			

備考 略

別表第3（第5条関係）

## ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	略
2級	略
3級	1・2 略 3 係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。） 副所長（課に属する所の副所長をいう。） 副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務
4級	1 課長補佐（課に相当する室にあっては、室長補佐）、室長（課に属する室の長をいう。） 次長、主幹、政策調整主幹、技術主幹、所長（課に属する所の長をいう。） 館長若しくは

別表第2（第5条関係）

## 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前再任用	略			
短時間勤務職員				
以外の職員				
定年前再任用	略			
短時間勤務職員				

備考 略

別表第3（第5条関係）

## ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	略
2級	略
3級	1・2 略 3 係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。） 副所長（課に属する所の副所長をいう。） 副館長、館長補佐若しくは主査の職務又は規則で定める職務
4級	1 課長補佐（課に相当する室にあっては、室長補佐）、室長（課に属する室の長をいう。） 次長、主幹、政策調整主幹、技術主幹、所長（課に属する所の長をいう。） 館長若しくは

	は園長の職務又はは規則で定める職務	は園長補佐の職務又はは規則で定める職務
2	高度の知識又はは相当の経験を必要とする業務を行う係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又はは規則で定める職務	2 高度の知識又はは相当の経験を必要とする業務を行う係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐若しくは主査の職務又はは規則で定める職務
3	略	3 略
5級	1 課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事 則で定める職務	1 課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）、参事若しくはは園長の職務又はは規則で定める職務
	2・3 略	2・3 略
6級	1 略	1 略
	2 高度の知識又はは相当の経験を必要とする業務を行う課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事 則で定める職務	2 高度の知識又はは相当の経験を必要とする業務を行う課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）、参事若しくはは園長の職務又はは規則で定める職務
	3・4 略	3・4 略
7級	1～3 略	1～3 略
イ	医師職給料表級別標準職務表	イ 医師職給料表級別標準職務表
	略	略

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(再任用職員等) についての適用除外)</p> <p>第24条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第24条の5第1項又は第24条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(定年引上げに係る職員の給料)</p> <p>3 職員（会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）附則第20項及び第21項の規定の例により管理者が別に定める。</p>

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表（第9条関係）

現行	改正後（案）
<p>（自己啓発等休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 次に掲げる職員は、自己啓発等休業をすることができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により任期を定めて採用された常時勤務する職員</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>（自己啓発等休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 次に掲げる職員は、自己啓発等休業をすることができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>



豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第10条関係）

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第6項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 任期付職員（第4条の規定により任期を定めて採用されたものに限る。以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給与条例又は前項の規定により得られた給料月額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 任期付職員（第4条の規定により任期を定めて採用されたものに限る。以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給与条例又は前項の規定により得られた給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤</p>

<p>務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例新旧対照表（第11条関係）

現行	改正後（案）
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(5) 略</p>



第124号議案

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例制定について

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条  
例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

心身障害者小規模通所作業所を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第99号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。





第125号議案

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

イナカーの竹野三原線及び床瀬線の路線を廃止し、チクタクの奥赤線の路線名を資母線に変更するため。



豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例

豊岡市有償旅客運送条例（平成20年豊岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

イナカー	気比三原線	城崎温泉駅	三原
	赤石線	豊岡駅	赤石
	田久日線	竹野駅	田久日
	奥須井線	竹野駅	相谷
	竹野三原線	森本	三原
	床瀬線	森本	床瀬
	金谷線	江原駅	金谷
	知見観音寺線	江原駅	知見
	八代線	江原駅	小河江
	河野辺線	合橋小学校	薬王寺

」を

「

イナカー	気比三原線	城崎温泉駅	三原
	赤石線	豊岡駅	赤石
	田久日線	竹野駅	田久日
	奥須井線	竹野駅	相谷
	金谷線	江原駅	金谷
	知見観音寺線	江原駅	知見
	八代線	江原駅	小河江
	河野辺線	合橋小学校	薬王寺

」に、

「奥赤線」を「資母線」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

イナカーの竹野三原線及び床瀬線の路線を廃止し、チクタクの奥赤線の路線名を資母線に変更すること。(別表第1関係)

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市有償旅客運送条例新旧対照表

現行		改正後 (案)				
別表第1 (第2条、第5条関係)						
区分	路線	起点	終点	路線	起点	終点
イナカ一	気比三原線	城崎温泉駅	三原	気比三原線	城崎温泉駅	三原
	赤石線	豊岡駅	赤石	赤石線	豊岡駅	赤石
	田久日線	竹野駅	田久日	田久日線	竹野駅	田久日
	奥須井線	竹野駅	相谷	奥須井線	竹野駅	相谷
	竹野三原線	森本	三原			
	床瀬線	森本	床瀬			
	金谷線	江原駅	金谷	金谷線	江原駅	金谷
	知見観音寺線	江原駅	知見	知見観音寺線	江原駅	知見
	八代線	江原駅	小河江	八代線	江原駅	小河江
	河野辺線	合橋小学校	薬王寺	河野辺線	合橋小学校	薬王寺
	奥小野線			奥小野線		
	～	略	略	～	略	略
	佐々木線			佐々木線		
	奥赤線	中山	奥赤	資母線	中山	奥赤
チクタク						



第126号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

日高小学校及び静修小学校の統合並びに合橋小学校及び高橋小学校の統合を行う  
ため。





豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表豊岡市立静修小学校の項及び豊岡市立高橋小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正）

2 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例（平成19年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考3中「及び高橋小学校」を削る。

## 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

静修小学校及び高橋小学校を廃止すること。(別表関係)

### 2 附則

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例について、所要の規定の整理を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校		1 小学校	
豊岡市立豊岡小学校	位置	豊岡市立豊岡小学校	位置
～	略	～	略
豊岡市立日高小学校		豊岡市立日高小学校	
豊岡市立静修小学校	<u>豊岡市日高町道場157番地の1</u>	豊岡市立三方小学校	
豊岡市立三方小学校	略	～	略
～		豊岡市立合橋小学校	
豊岡市立合橋小学校		豊岡市立合橋小学校	
豊岡市立高橋小学校	<u>豊岡市但東町久畑916番地</u>	豊岡市立資母小学校	
豊岡市立資母小学校	略	豊岡市立資母小学校	略
2 中学校		2 中学校	
略		略	

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
区分	使用料	区分	使用料
屋内運動場	午前9時から午後5時まで	屋内運動場	午前9時から午後5時まで
～	略	～	略
屋外運動場	午後6時から午後10時まで	屋外運動場	午後6時から午後10時まで
備考	備考	備考	備考
1・2 略	1・2 略	1・2 略	1・2 略
3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校及び高橋小学校にあつては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。
4 略	4 略	4 略	4 略

第127号議案

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡めぐみ幼稚園及び豊岡ひかり幼稚園を統合した豊岡幼稚園を置き、田鶴野幼稚園、新田幼稚園、中筋幼稚園及び神美幼稚園を閉園するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表中「豊岡市立豊岡めぐみ幼稚園」を「豊岡市立豊岡幼稚園」に改め、同表豊岡市立豊岡ひかり幼稚園の項、豊岡市立田鶴野幼稚園の項及び豊岡市立新田幼稚園の項から豊岡市立神美幼稚園の項までを削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

豊岡めぐみ幼稚園及び豊岡ひかり幼稚園を統合した豊岡幼稚園を置き、田鶴野幼稚園、新田幼稚園、中筋幼稚園及び神美幼稚園を閉園すること。(別表関係)

### 2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。



豊岡市立幼稚園の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡めぐみ幼稚園	豊岡市山王町7番5号	豊岡市立豊岡幼稚園	豊岡市山王町7番5号
豊岡市立豊岡ひかり幼稚園	豊岡市幸町7番51号		
豊岡市立田鶴野幼稚園	豊岡市野上162番地		
豊岡市立五荘奈佐幼稚園	略	豊岡市立五荘奈佐幼稚園	略
豊岡市立新田幼稚園	豊岡市河谷596番地		
豊岡市立中筋幼稚園	豊岡市土淵27番地		
豊岡市立神美幼稚園	豊岡市三宅45番地		
豊岡市立日高幼稚園	略	豊岡市立日高幼稚園	略
～		～	
豊岡市立寺坂幼稚園		豊岡市立寺坂幼稚園	



第128号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

小学校の統合並びに幼稚園の統合及び閉園に伴い、放課後児童クラブを再編する  
ため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立豊岡第2放課後児童クラブの項中「豊岡市幸町7番51号」を「豊岡市中央町16番5号」に改め、同表豊岡市立神美第2放課後児童クラブの項、豊岡市立静修放課後児童クラブの項及び豊岡市立高橋放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

豊岡第2放課後児童クラブの位置を変更し、神美第2放課後児童クラブ、静修放課後児童クラブ及び高橋放課後児童クラブを廃止すること。(別表第1関係)

2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	名称	位置
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略
豊岡市立豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡市幸町7番51号	豊岡市立豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡市中央町16番5号
豊岡市立八条放課後児童クラブ	略	豊岡市立八条放課後児童クラブ	略
豊岡市立神美放課後児童クラブ	略	豊岡市立神美放課後児童クラブ	略
豊岡市立神美第2放課後児童クラブ	豊岡市三宅45番地	豊岡市立神美放課後児童クラブ	略
豊岡市立城崎放課後児童クラブ	略	豊岡市立城崎放課後児童クラブ	略
豊岡市立日高第2放課後児童クラブ	略	豊岡市立日高第2放課後児童クラブ	略
豊岡市立静修放課後児童クラブ	豊岡市日高町道場157番地の1	豊岡市立日高第2放課後児童クラブ	略
豊岡市立三方放課後児童クラブ	略	豊岡市立三方放課後児童クラブ	略
豊岡市立合橋放課後児童クラブ	略	豊岡市立合橋放課後児童クラブ	略
豊岡市立高橋放課後児童クラブ	豊岡市但東町久畑916番地	豊岡市立合橋放課後児童クラブ	略
豊岡市立資母放課後児童クラブ	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ	略





第129号議案

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

高橋認定こども園を閉園するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成22年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表豊岡市立高橋認定こども園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案  
要綱

1 改正の内容

高橋認定こども園を閉園すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立八条認定こども園 ～	略	豊岡市立八条認定こども園 ～	略
豊岡市立合橋認定こども園	豊岡市但東町久畑910番地	豊岡市立合橋認定こども園	
豊岡市立高橋認定こども園	略	豊岡市立資母認定こども園	略



第130号議案

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。





豊岡市条例第 号

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

豊岡市子ども・子育て会議条例（平成25年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

子ども・子育て支援法の改正により引用する規定の条番号を改めること。(第1条、第2条関係)

### 2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。

豊岡市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、豊岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）</u>を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第77条第1項各号に掲げる事務</u>を処理するものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、豊岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）</u>を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u>を処理するものとする。</p>



第131号議案

令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度豊岡市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,740,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,590,382	160,989	9,751,371
	1. 市 民 税	3,859,600	100,000	3,959,600
	2. 固 定 資 産 税	4,812,582	30,989	4,843,571
	3. 軽 自 動 車 税	319,900	10,000	329,900
	4. 市 た ば こ 税	522,000	20,000	542,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		195,245	△810	194,435
	1. 分 担 金	14,687	1,024	15,711
	2. 負 担 金	180,558	△1,834	178,724
16. 国 庫 支 出 金		7,014,122	90,604	7,104,726
	1. 国 庫 負 担 金	2,907,247	128,182	3,035,429
	2. 国 庫 補 助 金	4,067,676	△37,578	4,030,098
17. 県 支 出 金		3,418,007	33,805	3,451,812
	1. 県 負 担 金	1,712,299	368	1,712,667
	2. 県 補 助 金	1,416,387	27,355	1,443,742
	3. 委 託 金	289,321	6,082	295,403
19. 寄 附 金		1,063,867	11,300	1,075,167
	1. 寄 附 金	1,063,867	11,300	1,075,167
20. 繰 入 金		2,117,135	△40,528	2,076,607
	2. 基 金 繰 入 金	1,982,644	△40,528	1,942,116
21. 繰 越 金		1,527,264	10,023	1,537,287
	1. 繰 越 金	1,527,264	10,023	1,537,287
22. 諸 収 入		2,736,204	81,443	2,817,647
	5. 雑 入	2,153,562	81,443	2,235,005
23. 市 債		2,968,400	2,400	2,970,800
	1. 市 債	2,968,400	2,400	2,970,800
歳 入 合 計		51,391,269	349,226	51,740,495

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,857,199	△88,627	7,768,572
	1. 総 務 管 理 費	7,128,843	△101,445	7,027,398
	2. 徴 税 費	396,004	419	396,423
	3. 戸籍住民基本台帳費	226,762	6,223	232,985
	4. 選 挙 費	77,850	6,176	84,026
3. 民 生 費		14,860,288	162,987	15,023,275
	1. 社 会 福 祉 費	4,658,626	56,099	4,714,725
	2. 老 人 福 祉 費	3,429,800	4,100	3,433,900
	3. 児 童 福 祉 費	5,881,813	△59,756	5,822,057
	4. 生 活 保 護 費	890,049	162,544	1,052,593
4. 衛 生 費		5,346,164	△57,721	5,288,443
	1. 保 健 衛 生 費	4,717,697	△44,154	4,673,543
	2. 清 掃 費	628,467	△13,567	614,900
6. 農 林 水 産 業 費		2,091,758	△1,422	2,090,336
	1. 農 業 費	1,750,129	32,998	1,783,127
	2. 林 業 費	286,331	△36,170	250,161
	3. 水 産 業 費	55,298	1,750	57,048
7. 商 工 費		3,085,100	△17,813	3,067,287
	1. 商 工 費	3,085,100	△17,813	3,067,287
8. 土 木 費		5,491,270	212,329	5,703,599
	1. 土 木 管 理 費	857,048	16,205	873,253
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,557,313	205,021	1,762,334
	5. 都 市 計 画 費	2,736,532	△8,897	2,727,635
9. 消 防 費		1,583,773	11,943	1,595,716
	1. 消 防 費	1,583,773	11,943	1,595,716
10. 教 育 費		4,328,247	135,126	4,463,373
	1. 教 育 総 務 費	945,119	35,900	981,019
	2. 小 学 校 費	644,933	44,934	689,867

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 中 学 校 費	283,211	25,042	308,253
	4. 幼 稚 園 費	280,808	△12,981	267,827
	5. 社 会 教 育 費	925,110	11,878	936,988
	6. 保 健 体 育 費	1,249,066	30,353	1,279,419
12. 公 債 費		6,353,461	△7,576	6,345,885
	1. 公 債 費	6,353,461	△7,576	6,345,885
歳 出	合 計	51,391,269	349,226	51,740,495



## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和5年度	9,580
農業用施設管理事業	令和5年度	20,000
道路維持事業	令和5年度	13,200
公園管理事業	令和5年度	8,800
住宅管理事業	令和5年度	12,360
学校施設管理事業	令和5年度	3,500
電話設備等移設業務	令和5年度	3,353
竹野南地区新交通モード 実証運行業務	令和5年度	6,832
指定ごみ袋等作製業務	令和5年度	68,256
庁内パソコン更新	令和5年度から 令和10年度まで	147,990
無停電電源装置更新	令和5年度	67,276
文字同定業務	令和5年度	3,594
子どもたちが豊岡で世界 と出会う音楽祭開催事業	令和5年度	7,000
文化芸術創造交流事業	令和5年度	375
新規就農総合支援事業	令和5年度	1,200
豊岡農業スクール開校事業	令和5年度	11,687
マイナンバーカード 申請受付業務	令和5年度	1,613
すこやか市民健診業務	令和5年度	134,567
高齢者等農作業生きがい 対策事業費補助金	令和5年度	1,400
ニホンザル被害防除 対策事業費補助金	令和5年度	300
菓子祭前日祭実行委員会補助金	令和5年度	1,800
除雪機整備事業費補助金	令和5年度	30,000
市民会館等自主事業	令和5年度	18,749
コウノトリ文化館指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	163,750

事 項	期 間	限 度 額
北但広域療育センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	223,265
豊岡健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	25,535
城崎健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和6年度まで	10,222
竹野健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和6年度まで	14,200
日高健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	74,520
出石健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	39,890
但東健康福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和6年度まで	24,380
出石多目的屋内運動場指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度	9
竹野多目的屋内運動広場指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	160
長 寿 園 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和6年度まで	12,980
日高農林産物加工研修所指定管理料	令和5年度から 令和6年度まで	1,506
但東そば乾燥調製貯蔵施設 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和7年度まで	1,482
城崎文芸館指定管理料	令和5年度から 令和6年度まで	6,600
竹野北前館指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	50,320
道の駅「神鍋高原」指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	960
出石永楽館指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	31,600
出石明治館指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	11,460
竹野海洋センター指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	1,976
出石海洋センター指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度	4,537
豊岡市民体育館指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度	382
日高文化体育館指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	7,736
但東中央体育館指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	420
豊岡市民グラウンド指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	376
出石総合スポーツセンターグラウンド 指定管理料(令和4年度追加分)	令和5年度	18
出石総合スポーツセンター野球場 指定管理料(令和4年度追加分)	令和5年度	641

事 項	期 間	限 度 額
玄武洞スポーツ公園指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度	92
神美台スポーツ公園指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	34,665
竹野中央公園指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	244
植村直己記念スポーツ公園 指定管理料(令和4年度追加分)	令和5年度から 令和6年度まで	688
但東スポーツ公園指定管理料 (令和4年度追加分)	令和5年度から 令和8年度まで	1,904
計		1,319,950

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
ハチゴロウの戸島湿地 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和9年度まで	同左	45,320	45,700
但東健康増進センター 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和9年度まで	同左	2,255	2,565
神鍋野外スポーツ公園 指 定 管 理 料	令和5年度から 令和9年度まで	同左	22,205	22,465
計			69,780	70,730

### 第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
清掃施設整備事業費	51,500	56,900
〔北但ごみ処理施設〕	〔 51,500 〕	〔 56,900 〕
土地改良事業費	104,900	105,800
〔下鶴井地区〕	〔 2,700 〕	〔 3,600 〕
治山事業費	98,900	78,400
〔林地崩壊対策事業〕	〔 98,900 〕	〔 78,400 〕
水産業施設整備事業費	2,300	3,900
〔水産業施設〕	〔 2,300 〕	〔 3,900 〕
土木管理事業費	10,000	26,000
〔鶴岡樋管〕	〔 0 〕	〔 16,000 〕
橋りょう整備事業費	163,300	142,000
〔上野橋〕	〔 58,400 〕	〔 37,100 〕
消防防災施設整備事業費	221,600	229,600
〔消火栓〕	〔 10,000 〕	〔 18,000 〕
認定こども園整備事業費	116,500	128,800
〔(仮称)アートチャイルドケア豊岡認定こども園〕	〔 61,400 〕	〔 65,600 〕
〔(仮称)蓼川認定こども園〕	〔 55,100 〕	〔 63,200 〕
計	2,968,400	2,970,800

令和４年度豊岡市一般会計  
補正予算（第８号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,590,382	160,989	9,751,371
14. 分担金及び負担金	195,245	△810	194,435
16. 国庫支出金	7,014,122	90,604	7,104,726
17. 県支出金	3,418,007	33,805	3,451,812
19. 寄附金	1,063,867	11,300	1,075,167
20. 繰入金	2,117,135	△40,528	2,076,607
21. 繰越金	1,527,264	10,023	1,537,287
22. 諸収入	2,736,204	81,443	2,817,647
23. 市債	2,968,400	2,400	2,970,800
歳入合計	51,391,269	349,226	51,740,495



(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	7,857,199	△88,627	7,768,572
3. 民 生 費	14,860,288	162,987	15,023,275
4. 衛 生 費	5,346,164	△57,721	5,288,443
6. 農 林 水 産 業 費	2,091,758	△1,422	2,090,336
7. 商 工 費	3,085,100	△17,813	3,067,287
8. 土 木 費	5,491,270	212,329	5,703,599
9. 消 防 費	1,583,773	11,943	1,595,716
10. 教 育 費	4,328,247	135,126	4,463,373
12. 公 債 費	6,353,461	△7,576	6,345,885
歳 出 合 計	51,391,269	349,226	51,740,495



(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
9,358	△800	△86,337	△10,848	
128,746	5,100	133,159	△104,018	
△7,967	5,400	11,072	△66,226	
21,103	△18,000	△6,476	1,951	
9,558	1,200		△28,571	
△57,835	△5,300		275,464	
	8,000		3,943	
21,446	6,800	△13	106,893	
			△7,576	
124,409	2,400	51,405	171,012	

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,284,000	100,000	3,384,000
計	3,859,600	100,000	3,959,600

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,795,000	28,000	4,823,000
2. 国有資産等所在市町村交付金	17,582	2,989	20,571
計	4,812,582	30,989	4,843,571

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割	15,900	10,000	25,900
計	319,900	10,000	329,900

(款) 1. 市税

(項) 4. 市たばこ税

目	補正前の額	補正額	計
1. 市たばこ税	522,000	20,000	542,000
計	522,000	20,000	542,000

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	4,187	1,024	5,211
計	14,687	1,024	15,711

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分		100,000	現年課税分 100,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分		28,000	現年課税分 28,000
1. 現年課税分		2,989	現年課税分 2,989

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分		10,000	現年課税分 10,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分		20,000	現年課税分 20,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 農業費分担金		1,250	基盤整備事業費分担金 1,250
2. 林業費分担金		△226	治山事業費分担金 △226

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	178,189	△1,834	176,355
計	180,558	△1,834	178,724

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,757,692	128,182	2,885,874
計	2,907,247	128,182	3,035,429

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	116,004	2,226	118,230
2. 民生費国庫補助金	1,948,718	18,031	1,966,749
6. 土木費国庫補助金	371,731	△57,835	313,896
計	4,067,676	△37,578	4,030,098

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,709,570	368	1,709,938
計	1,712,299	368	1,712,667

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費負担金	△1,834	老人福祉法第28条収入	△1,834

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	5,793	特別障害者手当等給付費負担金 特別障害者手当等給付費負担金(過年度分)	5,565 228
3. 児童福祉費負担金	664	児童手当負担金(過年度分)	664
4. 生活保護費負担金	121,725	生活保護費負担金	121,725

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	2,226	マイナンバーカード交付事務費補助金 デジタル田園都市国家構想推進交付金	2,639 △413
3. 児童福祉費補助金	18,031	延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 保育所等整備交付金	△1,516 △2,000 21,547
1. 道路橋りょう費補助金	△57,835	社会資本整備総合交付金 雪害対策事業費 防災・安全交付金 橋りょう新設改良事業費 雪害対策事業費	△57,900 △57,900 65 △32,395 32,460

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 児童福祉費負担金	368	児童手当負担金(過年度分)	368

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	424,266	10,661	434,927
5. 農林水産業費県補助金	881,350	21,103	902,453
6. 商工費県補助金	19,164	△4,367	14,797
9. 教育費県補助金	31,918	△42	31,876
計	1,416,387	27,355	1,443,742

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	186,383	6,082	192,465
計	289,321	6,082	295,403

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,021,197	10,000	1,031,197
3. 民生費寄附金	0	1,000	1,000

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	6,084	重度障害者医療費助成事業費補助金 医療費 母子家庭等医療費助成事業費補助金 高齢重度障害者医療費助成事業費補助金 医療費 こども医療費助成事業費補助金 入院医療費 通院医療費	1,750 1,750 500 2,750 2,750 1,084 168 916
3. 児童福祉費補助金	4,577	延長保育促進事業費補助金 一時預かり事業費補助金 保育施設等一時支援事業費補助金 一時預かり利用者負担軽減事業費補助金	△1,516 △2,000 7,921 172
1. 農業費補助金	37,244	数量調整円滑化推進事業費補助金 多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払推進交付金 機構集積協力金 雪害被災施設復旧補助事業費補助金 農業生産コスト低減緊急対策事業費補助金	△98 △22,500 2,091 29,272 △3,592 32,071
2. 林業費補助金	△16,141	森林環境保全整備事業費補助金 森林病虫害等防除事業費補助金 治山事業費補助金	△2,320 △131 △13,690
1. 商工費補助金	△4,367	商店街消費拡大支援事業費補助金	△4,367
1. 教育総務費補助金	△42	認定こども園整備事業費補助金	△42

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選挙費委託金	6,082	兵庫県議会議員選挙事務委託金	6,082

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費寄附金	10,000	企業版ふるさと応援寄附金	10,000
4. 児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉事業費寄附金	1,000

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費寄附金	1,000	300	1,300
計	1,063,867	11,300	1,075,167

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6. コウノトリ基金繰入金	16,362	72	16,434
13. 地域振興基金繰入金	532,004	△40,600	491,404
計	1,982,644	△40,528	1,942,116

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,527,264	10,023	1,537,287
計	1,527,264	10,023	1,537,287

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	2,152,742	81,443	2,234,185



(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	教育総務費寄附金	50	奨学基金寄附金	50
2.	小学校費寄附金	50	設備整備寄附金	50
3.	中学校費寄附金	50	設備整備寄附金	50
4.	社会教育費寄附金	150	社会教育事業費寄附金	150

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	コウノトリ基金繰入金	72	コウノトリ基金繰入金	72
1.	地域振興基金繰入金	△40,600	地域振興基金繰入金	△40,600

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	前年度繰越金	10,023	前年度繰越金	10,023

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	実費弁償金	△5,441	各種検診弁償金	△5,441
			健康診査	△1
			腹部超音波検査	△214
			歯周病検診	11
			胃がん検診	△4,621
			子宮がん検診	△182
			肺がん検診	△239
			乳がん検診	△20
			大腸がん検診	△146
			前立腺がん検診	△61

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	2,153,562	81,443	2,235,005

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生債	109,400	5,400	114,800
6. 農林水産業債	212,200	△18,000	194,200
8. 土木債	1,101,100	△5,300	1,095,800

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
(実費弁償金)			肝炎ウィルス検診	32
3. 雑入	86,884	広告料 △600 パンフレット △600 頒布代 △1,625 書籍等 △1,625 他会計負担分消耗品等 △1,000 光熱水費等使用者負担金 23,687 立野庁舎 60 日高庁舎 506 但東庁舎 160 豊岡健康福祉センター 760 竹野健康福祉センター 1,060 日高健康福祉センター 460 日高東部健康福祉センター 2,468 但東健康福祉センター 1,700 総合健康ゾーン健康増進施設 16,513 事業協賛金 △200 歌舞伎開催事業 △200 事業助成金 △3,113 永楽館自主事業助成金 △3,000 スポーツ振興くじ助成金 △113 市民会館等入場料 △51,360 永楽館 △51,360 返納金 121,095 兵庫県市町交通災害共済組合設立基金分配金 110 後期高齢者医療広域連合負担金返還金 120,935 子育て世帯生活支援特別給付金過誤給付返納金 50		

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2. 清掃債	5,400	清掃施設整備事業債 5,400 北但ごみ処理施設 5,400		
1. 農業債	900	土地改良事業債 900 下鶴井地区 900		
2. 林業債	△20,500	治山事業債 △20,500 林地崩壊対策事業 △20,500		
3. 水産業債	1,600	水産業施設整備事業債 1,600		
1. 土木管理債	16,000	土木管理事業債 16,000 鶴岡樋管 16,000		
2. 道路橋りょう債	△21,300	橋りょう整備事業債 △21,300 上野橋 △21,300		

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 債	221,600	8,000	229,600
10. 教 育 債	559,300	12,300	571,600
計	2,968,400	2,400	2,970,800

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	消 防 債	8,000	消防防災施設整備事業債 消火栓	8,000 8,000
1.	教 育 総 務 債	12,300	認定こども園整備事業債 (仮称) アートチャイルドケア豊岡認定こども園 (仮称) 蓼川認定こども園	12,300 4,200 8,100

## 3. 歳 出

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,995,088	△19,896	1,975,192			△1,000	△18,896
3. 財 政 管 理 費	3,952	990	4,942				990
5. 財 産 管 理 費	1,650,774	16,772	1,667,546			310	16,462
6. 企 画 費	573,043	2,718	575,761				2,718
8. 公 共 交 通 対 策 費	370,800	637	371,437	637			
10. コウノトリ野生復 帰推進事業費	120,968	72	121,040			72	
11. 情 報 管 理 費	386,195	2,114	388,309				2,114
13. 城 崎 振 興 局 費	25,893	928	26,821				928

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	△4,791	人件費	△17,396	
2. 給 料	△2,099	会計年度任用職員報酬	△4,791	
3. 職 員 手 当 等	△1,342	パートタイム職員	△4,791	
4. 共 済 費	△1,481	一般職給	△2,099	
10. 需 用 費	△1,000	一般職員	△2,099	
11. 役 務 費	△1,500	扶養手当	△139	
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△7,683	通勤手当	△283	
		時間外勤務手当	1,313	
		期末手当	△1,841	
		勤勉手当	△392	
		共済組合負担金	△644	
		健保、厚生年金保険料	△837	
		負担金	△7,683	
		退職手当組合	△7,648	
		職員互助会	△35	
		一般管理費 【総務課】	△2,500	
		消耗品費	△1,000	
		通信運搬費	△1,500	
12. 委 託 料	990	財政管理費 【財政課】	990	
		業務委託料	990	
		財務会計システム改修業務		
10. 需 用 費	16,462	庁舎管理費 【総務課】	16,462	
		光熱水費	16,462	
24. 積 立 金	310	基金管理費 【文化・スポーツ振興課・生活環境課・教育総務課】	310	
		財政調整基金積立金	260	
		奨学基金積立金	50	
10. 需 用 費	2,718	城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】	2,718	
		光熱水費	2,718	
13. 使用料及び賃借料	△825	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	1,462	
		負担金	1,462	
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,462	京都丹後鉄道	1,462	
		公共交通対策事業費 【都市整備課】	△825	
		機器借上料	△825	
10. 需 用 費	72	加陽水辺公園管理費 【コウノトリ共生課】	72	
		光熱水費	72	
3. 職 員 手 当 等	200	人件費	200	
		時間外勤務手当	200	
12. 委 託 料	1,914	行政情報化推進事業費 【情報推進課】	1,100	
		業務委託料	1,100	
		ネットワーク変更業務		
		D X 推進事業費 【D X ・ 行財政改革推進課】	814	
		業務委託料	814	
		D X 人材育成業務		
10. 需 用 費	928	庁舎管理費 【城崎地域振興課】	928	
		光熱水費	928	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
14. 竹野振興局費	52,116	457	52,573		△600		1,057
15. 日高振興局費	29,143	8,719	37,862			506	8,213
16. 出石振興局費	154,008	3,600	157,608				3,600
17. 但東振興局費	25,062	1,688	26,750			160	1,528
22. 但馬空港利用促進費	81,424	△17	81,407				△17
32. 地域コミュニティ推進費	393,353	1,820	395,173		△200		2,020
34. 地方創生推進事業費	907,674	△122,047	785,627			△86,385	△35,662

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費	1,387	庁舎管理費 【竹野地域振興課】	1,057	
		光熱水費	1,387	
11. 役務費	△330	手数料	△330	
18. 負担金、補助及び交付金	△600	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△600	
		補助金	△600	
		竹野カニカニカーニバル事業費	△600	
10. 需用費	2,423	庁舎管理費 【日高地域振興課】	8,719	
		光熱水費	2,423	
17. 備品購入費	6,296	庁用備品	6,296	
10. 需用費	3,600	庁舎管理費 【出石地域振興課】	3,600	
		光熱水費	3,600	
10. 需用費	1,688	庁舎管理費 【但東地域振興課】	1,688	
		光熱水費	1,688	
1. 報酬	△158	人件費	△17	
		会計年度任用職員報酬	△158	
3. 職員手当等	141	パートタイム職員 通勤手当	△158 141	
10. 需用費	6,867	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ振興課】	△5,047	
18. 負担金、補助及び交付金	△5,047	補助金	△489	
		自治会活動保険加入	△489	
		交付金	△4,558	
		地域コミュニティ活動促進事業交付金	△1,699	
		コミュニティづくり交付金	△2,859	
		コミュニティセンター管理費 【コミュニティ振興課】	6,867	
		燃料費	92	
		光熱水費	6,775	
8. 旅費	△197	内発型産業育成事業費 【環境経済課】	△2,045	
		補助金	△2,045	
10. 需用費	△4,815	ステップアップ支援事業費	△2,045	
		情報戦略推進事業費 【大交流課】	△289	
11. 役務費	△9,732	費用弁償	△189	
		会場借上料	△100	
12. 委託料	△88,755	演劇のまちづくり推進事業費 【大交流課】	1,300	
		業務委託料	1,300	
13. 使用料及び賃借料	△12,173	企業版ふるさと納税推進業務		
18. 負担金、補助及び交付金	△6,375	豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】	△1,520	
		事業委託料	△1,520	
		豊岡農業スクール開校事業		
		英語教育推進事業費 【こども教育課】	△533	
		消耗品費	△252	
		手数料	△132	
		住宅敷金	△149	
		豊岡の未来を創る高校生支援事業費 【こども教育課】	△3,030	
		補助金	△3,030	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,128,843	△101,445	7,027,398	637	△800	△86,337	△14,945

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	251,514	419	251,933				419
計	396,004	419	396,423				419

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		豊岡の未来を創る高校生支援事業費 △3,030
		出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】 △84,243
		普通旅費 △8
		消耗品費 △1,317
		食糧費 △209
		印刷製本費 △3,027
		修繕料 △10
		通信運搬費 △297
		手数料 △9,205
		筆耕翻訳料 △83
		保険料 △15
		業務委託料 △748
		警備業務
		事業委託料 △56,100
		歌舞伎公演事業
		会場借上料 △1,125
		自動車借上料 △2,582
		建物借上料 △7,279
		用品借上料 △938
		補助金 △1,300
		永楽館歌舞伎観劇バス運行事業費 △1,300
		地域おこし協力隊推進事業費 【環境経済課・大交流課】 △31,687
		業務委託料 △31,687
		地域おこし協力隊業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	2,110	人件費 419
		会計年度任用職員報酬 2,110
2. 給料	△803	パートタイム職員 2,110
		一般職給 △803
3. 職員手当等	△581	一般職員 △803
		扶養手当 △120
4. 共済費	△307	住居手当 △28
		通勤手当 146
		期末手当 △226
		勤勉手当 △353
		共済組合負担金 △578
		健保、厚生年金保険料 271

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	226,762	6,223	232,985	2,639			3,584
計	226,762	6,223	232,985	2,639			3,584

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	15,422	94	15,516				94
8. 県議会議員選挙費	11,068	6,082	17,150	6,082			
計	77,850	6,176	84,026	6,082			94

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,627,845	4,942	1,632,787	5,793			△851

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△206	人件費	2,522
			一般職給	△206
3. 職員手当等		2,728	一般職員	△206
			扶養手当	△180
10. 需用費		286	時間外勤務手当	2,893
			期末手当	15
11. 役務費		640	戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】	1,190
			通信運搬費	129
12. 委託料		1,015	手数料	511
			庁用備品	550
17. 備品購入費		1,760	個人番号カード交付事業費 【DX・行財政改革推進課】	2,511
			消耗品費	286
			業務委託料	1,015
			マイナンバーカード申請受付業務	
			事業用備品	1,210

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		59	人件費	94
			一般職給	59
3. 職員手当等		35	一般職員	59
			時間外勤務手当	35
3. 職員手当等		250	人件費	250
			時間外勤務手当	250
10. 需用費		5,832	県議会議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】	5,832
			消耗品費	5,832

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		1,467	人件費	2,637
			一般職給	1,467

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
10. 医療費助成事業費	338,014	18,837	356,851	6,084		6,500	6,253
11. 健康福祉施設管理費	126,249	20,903	147,152		5,100	6,508	9,295

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	601	一般職員	1,467	
		扶養手当	72	
4. 共済費	569	住居手当	△201	
		通勤手当	49	
19. 扶助費	7,420	期末手当	584	
		勤勉手当	97	
27. 繰出金	△5,115	共済組合負担金	569	
		特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	7,420	
		障害児福祉手当	228	
		特別障害者手当	7,192	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】	△5,244	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△5,244	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	129	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	129	
3. 職員手当等	150	人件費	150	
		時間外勤務手当	150	
11. 役務費	187	重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	3,500	
		重度障害者医療助成金	3,500	
19. 扶助費	18,500	母子家庭等医療費助成事業費 【市民課】	1,000	
		母子家庭等医療助成金	1,000	
		高齢重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	5,500	
		高齢重度障害者医療助成金	5,500	
		こども医療費助成事業費 【市民課】	8,687	
		手数料	187	
		こども医療助成金	8,500	
10. 需用費	10,828	立野庁舎管理費 【社会福祉課】	4,316	
		光熱水費	4,316	
12. 委託料	10,075	豊岡健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	4,044	
		光熱水費	4,044	
		城崎健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	420	
		運営委託料	420	
		指定管理料（城崎健康福祉センター）		
		竹野健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	2,601	
		運営委託料	2,601	
		指定管理料（竹野健康福祉センター）		
		日高健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	1,895	
		運営委託料	1,895	
		指定管理料（日高健康福祉センター）		
		日高東部健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	2,468	
		光熱水費	2,468	
		出石健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	1,484	
		運営委託料	1,484	
		指定管理料（出石健康福祉センター）		
		但東健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	3,579	
		運営委託料	3,579	
		指定管理料（但東健康福祉センター）		
		竹野多目的屋内運動広場管理費 【高年介護課】	39	
		運営委託料	39	
		指定管理料（竹野多目的屋内運動広場）		

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(健康福祉施設管理費)							
15. 障害者総合支援事業費	2,371,776	11,417	2,383,193				11,417
計	4,658,626	56,099	4,714,725	11,877	5,100	13,008	26,114

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,027,263	△1,920	3,025,343			120,935	△122,855
2. 老人福祉事業費	130,023	12,282	142,305				12,282
3. 老人保護措置費	179,150	△6,306	172,844			△1,834	△4,472
6. 老人福祉施設管理費	7,024	44	7,068				44
計	3,429,800	4,100	3,433,900			119,101	△115,001



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			但東健康増進センター管理費 【高年介護課】	57
			運営委託料	57
			指定管理料 (但東健康増進センター)	
22. 償還金、利子及び割引		11,417	障害者(児)医療給付事業費 【社会福祉課】	11,417
			国庫負担金等精算返納金	11,417
			国庫負担金返納金	9,803
			県費負担金返納金	1,614

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		94	人件費	94
			扶養手当	60
			期末手当	34
18. 負担金、補助及び交付金		△2,069	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	553
			介護保険事業特別会計繰出金	553
27. 繰出金		55	後期高齢者医療事業費 【市民課】	△2,069
			負担金	△2,069
			後期高齢者医療広域連合事務費	△2,069
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課】	△498
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△498
18. 負担金、補助及び交付金		△855	外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】	13,137
			外出支援サービス助成費	13,137
			老人福祉事業費 【高年介護課】	△855
19. 扶助費		13,137	補助金	△855
			ふれあいいきいきサロン	△380
			高齢者安心・見守り活動奨励金	△475
19. 扶助費		△6,306	老人保護措置事業費 【高年介護課】	△6,306
			施設入所者措置費	△6,306
12. 委託料		44	長寿園管理費 【高年介護課】	44
			運営委託料	44
			指定管理料 (長寿園)	

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,908,642	△1,443	1,907,199	1,177		530	△3,150
2. 放課後児童クラブ 運営費	332,306	6,191	338,497	△1,909		520	7,580
4. 私立保育所費	2,485,877	△3,162	2,482,715	268			△3,430
5. 公立保育所費	722,865	△51,982	670,883				△51,982

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△1,373	人件費	△1,973
3. 職員手当等		△318	一般職給	△1,373
4. 共済費		△282	一般職員	△1,373
17. 備品購入費		480	扶養手当	△39
22. 償還金、利子及び割引		50	住居手当	△166
			期末手当	△56
			勤勉手当	△57
			共済組合負担金	△282
			子育てセンター運営事業費 【こども育成課】	480
			事業用備品	480
			子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福祉課】	50
			国県負担金等精算返納金	50
			国庫補助金返納金	50
1. 報酬		3,629	人件費	3,629
10. 需用費		2,816	会計年度任用職員報酬	3,629
12. 委託料		△1,422	補助員 (こども育成課)	3,629
17. 備品購入費		520	放課後児童健全育成事業費 【こども育成課】	5,119
18. 負担金、補助及び交付金		648	燃料費	154
			光熱水費	2,662
			事業委託料	1,135
			放課後児童クラブ運営事業	
			事業用備品	520
			交付金	648
			物価高騰対策支援給付金	648
			放課後児童クラブ整備事業費 【こども育成課】	△2,557
			投資委託料	△2,557
			設計監理	
18. 負担金、補助及び交付金		△3,162	私立保育園等振興事業費 【こども育成課】	7,128
			交付金	7,128
			物価高騰対策支援給付金	7,128
			子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】	△10,290
			補助金	△10,290
			延長保育促進事業費	△4,550
			一時保育促進事業費	△6,000
			一時預かり利用者負担軽減事業費	260
1. 報酬		△3,150	人件費	△58,627
2. 給料		△36,554	会計年度任用職員報酬	△3,150
3. 職員手当等		△9,953	パートタイム職員	△3,150
4. 共済費		△8,970	一般職給	△36,554
10. 需用費		6,645	一般職員	△3,003
			会計年度任用職員	△33,551
			住居手当	196
			通勤手当	△1,980
			期末手当	△8,146
			勤勉手当	△23
			健保、厚生年金保険料	△6,988
			学校共済組合負担金	△1,982
			保育所管理費 【教育総務課】	6,645
			光熱水費	6,645

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 子育て世帯臨時特別給付金支給費	402,695	△9,360	393,335	△4,392			△4,968
計	5,881,813	△59,756	5,822,057	△4,856		1,050	△55,950

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	48,250	244	48,494				244
2. 扶助費	841,799	162,300	1,004,099	121,725			40,575
計	890,049	162,544	1,052,593	121,725			40,819

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	433,821	14,517	448,338			16,513	△1,996

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△2,000	子育て世帯への家計応援給付金支給事業費 【市民課】 業務委託料 システム改修業務 交付金 子育て世帯への家計応援給付金
18. 負担金、補助及び交付金	△7,360	
		△9,360 △2,000 △7,360 △7,360

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△35	人件費 一般職給 一般職員 扶養手当 時間外勤務手当
3. 職員手当等	279	
19. 扶助費	162,300	生活保護措置費 【社会福祉課】 生活扶助費 住宅扶助費 医療扶助費 葬祭扶助費 介護扶助費
		244 △35 △35 △71 350 162,300 13,000 4,500 140,000 1,800 3,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	303	人件費 会計年度任用職員報酬 パートタイム職員
2. 給料	△1,602	
3. 職員手当等	△494	一般職給 一般職員 通勤手当
4. 共済費	△403	期末手当 勤勉手当
10. 需用費	16,713	共済組合負担金
		△2,196 303 303 △1,602 △1,602 226 △394 △326 △403

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健衛生総務費)							
2. 生涯健康推進費	254,818	△1,639	253,179			△5,441	3,802
3. 予 防 費	828,822	△62,788	766,034	△7,967			△54,821
4. 環 境 衛 生 費	21,459	△18	21,441				△18
7. 火 葬 場 費	38,252	1,665	39,917				1,665
9. 診 療 所 費	113,513	816	114,329				816
10. 水 道 費	341,205	3,293	344,498				3,293
計	4,717,697	△44,154	4,673,543	△7,967		11,072	△47,259

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		保健センター運営費 【健康増進課】	200
		修繕料	200
		総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】	16,513
		光熱水費	16,513
12. 委託料	△4,794	健康診査事業費 【健康増進課】	△3,143
		業務委託料	△4,794
22. 償還金、利子及び割引	2,897	すこやか市民健診業務	
		国県負担金等精算返納金	1,651
		兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金返納金	1,651
27. 繰出金	258	母子保健事業費 【健康増進課】	1,246
		国県負担金等精算返納金	1,246
		国庫負担金返納金	645
		県負担金返納金	601
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 【健康増進課】	258
		後期高齢者医療事業特別会計繰出金	258
10. 需用費	△53,739	予防接種事業費 【健康増進課】	△54,821
		医薬材料費	△45,772
12. 委託料	△12,848	業務委託料	△12,848
		予防接種業務	
19. 扶助費	2,700	予防接種費用助成金	2,700
		国県負担金等精算返納金	1,099
22. 償還金、利子及び割引	1,099	国庫負担金返納金	1,099
		感染症対策事業費 【財政課】	△7,967
		修繕料	△7,967
3. 職員手当等	△18	人件費	△18
		時間外勤務手当	△18
10. 需用費	1,665	斎場管理費 【生活環境課】	1,665
		燃料費	1,665
27. 繰出金	816	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	816
		診療所事業特別会計繰出金	816
18. 負担金、補助及び交付金	3,293	水道事業会計負担金 【水道課】	3,293
		負担金	3,293
		水道事業会計	3,293

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	563,646	△13,567	550,079		5,400		△18,967
計	628,467	△13,567	614,900		5,400		△18,967

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 農業総務費	173,628	△312	173,316				△312
3. 農業振興費	861,347	31,010	892,357	37,244		△7,500	1,266
5. 農地費	626,841	2,300	629,141		900	1,250	150
計	1,750,129	32,998	1,783,127	37,244	900	△6,250	1,104



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	△13,567	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △13,567 負担金 △13,567 北但行政事務組合 △13,567

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△312	人件費 △312 扶養手当 △65 住居手当 28 通勤手当 45 時間外勤務手当 △320
10. 需用費	△65	農業振興事業費 【農林水産課】 26,584 消耗品費 △20
11. 役務費	△33	燃料費 △15 修繕料 △30
18. 負担金、補助及び 交付金	31,108	通信運搬費 △33 補助金 26,682 雪害被災施設復旧事業費 △5,389 農業生産コスト低減緊急対策事業費 32,071 有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】 2,366 負担金 2,366 シカ緊急捕獲拡大事業費 2,366 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 △30,000 交付金 △30,000 長寿命化活動交付金 △30,000 環境保全型農業直接支払事業費 【農林水産課】 2,788 交付金 2,788 環境保全型農業直接支払事業費 2,788 人・農地プラン推進事業費 【農林水産課】 29,272 補助金 29,272 機構集積協力金 29,272
3. 職員手当等	50	人件費 50 時間外勤務手当 50
18. 負担金、補助及び 交付金	2,250	基盤整備促進事業費 【農林水産課】 2,250 負担金 2,250 農地整備事業費 2,250

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	37,747	363	38,110				363
2. 林業振興費	241,617	△36,533	205,084	△16,141	△20,500	△226	334
計	286,331	△36,170	250,161	△16,141	△20,500	△226	697

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	39,935	1,750	41,685		1,600		150
計	55,298	1,750	57,048		1,600		150

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	89,190	△104	89,086	△104			
2. 商工振興費	2,574,144	△16,109	2,558,035	14,509			△30,618

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	270	人件費 270 時間外勤務手当 270
10. 需用費	93	林業総務費 【農林水産課】 93 燃料費 93
12. 委託料	△958	市行造林事業費 【農林水産課】 △6,039 整備工事費 △6,039
14. 工事請負費	△35,575	作業道 治山事業費 【農林水産課・但東地域振興課】 △29,536 防災対策工事 △29,536 林地崩壊対策 松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △958 事業委託料 △958 地上散布事業 伐倒駆除事業

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	1,750	水産業振興事業費 【農林水産課】 1,750 負担金 1,750 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 1,750

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰出金	△104	城崎町湯島財産区特別会計繰出金 【財政課】 △104 城崎町湯島財産区特別会計繰出金 △104
18. 負担金、補助及び交付金	△16,109	商工振興事業費 【環境経済課】 △12,491 補助金 △12,491 商工会議所・商工会運営費 △2,521 商店街消費拡大支援事業費 △6,548 ステップアップ支援事業費 △3,422

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(商工振興費)							
5. 観光費	251,188	622	251,810	△1,337			1,959
9. 観光施設管理費	111,102	△2,222	108,880	△3,510	1,200		88
計	3,085,100	△17,813	3,067,287	9,558	1,200		△28,571

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	322,715	205	322,920				205
4. 排水機樋門管理費	83,184	16,000	99,184		16,000		
計	857,048	16,205	873,253		16,000		205

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		中小企業金融対策事業費 【環境経済課】 △1,218 利子補給金 △1,218 中小企業融資資金 △1,218 企業誘致推進事業費 【環境経済課】 △2,400 補助金 △2,400 雇用奨励金 △2,400
3. 職員手当等	545	人件費 545 時間外勤務手当 545
10. 需用費	△586	観光事業費 【大交流課・日高地域振興課】 663 事業委託料 △433
12. 委託料	△433	市内周遊促進事業 補助金 1,096
18. 負担金、補助及び交付金	1,096	豊岡観光イノベーション事業強化費 2,000 神鍋地域自然学校受入支援事業費 △904 情報戦略推進事業費 【大交流課】 △586 印刷製本費 △586
12. 委託料	388	城崎文芸館管理費 【城崎地域振興課】 331 運営委託料 331
14. 工事請負費	△2,610	指定管理料 (城崎文芸館) 竹野北前館管理費 【竹野地域振興課】 957 運営委託料 957 指定管理料 (竹野北前館) 観光施設管理費 【出石地域振興課】 △3,510 投資委託料 △900 設計 整備工事費 △2,610 観光トイレ

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	205	人件費 205 通勤手当 25 時間外勤務手当 180
12. 委託料	16,000	排水機樋門管理費 【建設課】 16,000 投資委託料 16,000 詳細設計

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 道路新設改良費	154,826	1,533	156,359				1,533
4. 雪害対策費	328,408	259,584	587,992	△25,440			285,024
6. 橋りょう新設改良費	211,000	△56,096	154,904	△32,395	△21,300		△2,401
計	1,557,313	205,021	1,762,334	△57,835	△21,300		284,156

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	135,063	47	135,110				47
8. 下水道費	2,513,452	△8,944	2,504,508				△8,944
計	2,736,532	△8,897	2,727,635				△8,897

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,016,624	3,401	1,020,025				3,401

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		1,533	人件費 扶養手当 住居手当 時間外勤務手当	1,533 △39 △168 1,740
3. 職員手当等		750	人件費 時間外勤務手当	750 750
12. 委託料		272,229	雪害対策事業費 【建設課】 業務委託料	258,834 272,229
17. 備品購入費		△13,395	除雪業務 事業用備品	 △13,395
14. 工事請負費		△56,096	上野橋整備事業費 【建設課】 整備工事費 上野橋	△56,096 △56,096  

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△125	人件費 一般職給	△125 △125
10. 需用費		172	一般職員 Weぷらざ管理費 【日高地域振興課】 光熱水費	△125 172 172
18. 負担金、補助及び 交付金		△8,944	下水道事業会計負担金 【下水道課】 負担金 下水道事業会計	△8,944 △8,944 △8,944

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		600	人件費 一般職給	1,097 600
3. 職員手当等		221	一般職員	600

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(常備消防費)							
2. 非常備消防費	386,513	196	386,709				196
3. 消防施設費	115,580	8,071	123,651		8,000		71
5. 災害対策費	60,675	275	60,950				275
計	1,583,773	11,943	1,595,716		8,000		3,943

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	377,981	△1,691	376,290				△1,691
5. 学校振興費	165,483	7,136	172,619				7,136

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 濟 費		276	扶養手当	120
10. 需 用 費		2,304	住居手当	△216
			通勤手当	△107
			期末手当	234
			勤勉手当	190
			共済組合負担金	276
			消防庁舎管理費 【消防本部】	2,304
			光熱水費	2,304
3. 職 員 手 当 等		196	人件費	196
			扶養手当	46
			時間外勤務手当	150
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		8,071	消火栓管理費 【防災課】	8,071
			負担金	8,071
			新設改良工事費	8,000
			消火用水	71
10. 需 用 費		275	防災行政無線管理費 【防災課】	275
			光熱水費	160
			修繕料	115

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		△1,143	人件費	△1,713
2. 給 料		△115	会計年度任用職員報酬	△1,143
			パートタイム職員	△1,143
3. 職 員 手 当 等		△221	一般職給	△115
			一般職員	△115
4. 共 濟 費		△234	通勤手当	△56
			時間外勤務手当	168
			期末手当	△333
7. 報 償 費		10	共済組合負担金	△45
			健保、厚生年金保険料	△189
10. 需 用 費		8	教育総務事務局費 【教育総務課】	22
11. 役 務 費		4	報償品	10
			消耗品費	3
			修繕料	5
			通信運搬費	4
1. 報 酬		6,917	人件費	8,265
			会計年度任用職員報酬	6,917
3. 職 員 手 当 等		109	パートタイム職員	6,917

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校振興費)							
6. 特別支援教育費	156,324	△3,136	153,188				△3,136
9. 認定こども園費	218,988	33,591	252,579	21,505	6,800		5,286
計	945,119	35,900	981,019	21,505	6,800		7,595

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	530,247	44,934	575,181			50	44,884

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共 済 費	1,239	通勤手当	58
8. 旅 費	△866	期末手当	51
11. 役 務 費	△263	共済組合負担金	19
		健保、厚生年金保険料	1,001
		学校共済組合負担金	219
		外国語指導助手招致事業費 【こども教育課】	△1,129
		普通旅費	△866
		手数料	△263
1. 報 酬	△1,947	人件費	△3,136
3. 職 員 手 当 等	△774	会計年度任用職員報酬	△1,947
		パートタイム職員	△1,947
4. 共 済 費	△415	通勤手当	△108
		期末手当	△666
		健保、厚生年金保険料	△335
		学校共済組合負担金	△80
13. 使用料及び賃借料	△910	認定こども園運営事業費 【こども育成課】	△910
18. 負担金、補助及び 交 付 金	34,501	自動車借上料	△910
		認定こども園整備事業費 【こども育成課】	34,501
		補助金	34,501
		認定こども園等施設整備事業費	34,501

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△3,422	人件費	△4,862
3. 職 員 手 当 等	△781	会計年度任用職員報酬	△3,422
		パートタイム職員	△3,422
4. 共 済 費	△659	扶養手当	39
		通勤手当	△232
		期末手当	△588
10. 需 用 費	45,512	健保、厚生年金保険料	△532
		学校共済組合負担金	△127
		学校運営事業費 【こども教育課】	50
11. 役 務 費	1,212	図書備品	50
12. 委 託 料	2,794	学校施設管理費 【教育総務課】	49,746
		消耗品費	48
13. 使用料及び賃借料	37	燃料費	1,049
		印刷製本費	3
17. 備 品 購 入 費	241	光熱水費	43,147
		修繕料	1,265
		通信運搬費	427
		手数料	785

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(小学校管理費)							
計	644,933	44,934	689,867			50	44,884

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	209,901	24,992	234,893				24,992
2. 中学校教育振興費	73,310	50	73,360			50	
計	283,211	25,042	308,253			50	24,992

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	280,808	△12,981	267,827				△12,981
計	280,808	△12,981	267,827				△12,981

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		業務委託料 2,794 物品移転業務 機器借上料 37 事業用備品 191

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	24,992	学校施設管理費 【教育総務課】 24,992 燃料費 525 光熱水費 23,683 修繕料 784
17. 備品購入費	50	教材備品費 【こども教育課】 50 教材備品 50

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△10,051	人件費 △15,186 一般職給 △10,051
3. 職員手当等	△2,785	一般職員 △1,296 会計年度任用職員 △8,755
4. 共済費	△2,350	住居手当 150 通勤手当 △575
10. 需用費	1,812	期末手当 △2,045 勤勉手当 △315
11. 役務費	393	健保、厚生年金保険料 △1,767 学校共済組合負担金 △583 幼稚園施設管理費 【教育総務課・こども育成課】 2,205 光熱水費 1,504 修繕料 308 手数料 393

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	169,948	△394	169,554				△394
2. 人権教育費	7,093	163	7,256				163
3. 文化財保護費	143,109	1,011	144,120				1,011
6. 図書館費	157,742	4,334	162,076	△57			4,391
7. 市民会館等管理費	88,634	1,705	90,339				1,705
9. 博物館等管理費	128,015	5,059	133,074				5,059

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△527	人件費	△394	
3. 職員手当等	384	一般職給	△527	
		一般職員	△527	
4. 共済費	△251	扶養手当	△150	
		通勤手当	△77	
		時間外勤務手当	823	
		期末手当	△132	
		勤勉手当	△80	
		共済組合負担金	△251	
3. 職員手当等	163	人件費	163	
		時間外勤務手当	163	
3. 職員手当等	82	人件費	82	
		扶養手当	60	
12. 委託料	929	通勤手当	10	
		期末手当	12	
		永楽館管理費 【出石地域振興課】	929	
		運営委託料	929	
		指定管理料 (永楽館)		
1. 報酬	415	人件費	877	
		会計年度任用職員報酬	415	
3. 職員手当等	342	パートタイム職員	415	
		通勤手当	142	
4. 共済費	120	時間外勤務手当	100	
		期末手当	100	
10. 需用費	3,514	共済組合負担金	23	
		健保、厚生年金保険料	97	
17. 備品購入費	△57	図書館管理費 【生涯学習課】	3,457	
		光熱水費	3,514	
		事業用備品	△57	
1. 報酬	△1,195	人件費	△1,507	
		会計年度任用職員報酬	△1,195	
3. 職員手当等	△107	パートタイム職員	△1,195	
		通勤手当	△107	
4. 共済費	△205	共済組合負担金	△40	
		健保、厚生年金保険料	△165	
10. 需用費	3,212	豊岡市民会館管理費 【文化・スポーツ振興課】	3,212	
		光熱水費	3,212	
1. 報酬	△117	人件費	△140	
		会計年度任用職員報酬	△117	
3. 職員手当等	△23	パートタイム職員	△117	
		期末手当	△23	
10. 需用費	5,199	歴史博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】	1,426	
		光熱水費	1,426	
		日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】	1,462	
		光熱水費	1,462	
		美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】	2,311	
		光熱水費	2,234	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(博物館等管理費)							
計	925,110	11,878	936,988	△57			11,935

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 竹野海洋センター費	12,255	401	12,656				401
3. 出石海洋センター費	89,934	4,443	94,377				4,443
4. 体育館費	301,210	4,164	305,374				4,164
5. 市民グラウンド費	69,060	1,730	70,790	△2		△113	1,845

一般会計



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		修繕料 77

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	401	竹野海洋センター管理費 【文化・スポーツ振興課】 401 運営委託料 401 指定管理料 (竹野海洋センター)
12. 委託料	4,443	出石海洋センター管理費 【文化・スポーツ振興課】 4,443 運営委託料 4,443 指定管理料 (出石海洋センター)
12. 委託料	4,164	豊岡市民体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 321 運営委託料 321 指定管理料 (豊岡市民体育館) 豊岡総合体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 1,977 業務委託料 △56 自家発電設備負荷試験業務 運営委託料 2,033 指定管理料 (豊岡総合体育館) 日高文化体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 1,769 業務委託料 △72 自家発電設備負荷試験業務 運営委託料 1,841 指定管理料 (日高文化体育館) 但東中央体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】 97 運営委託料 97 指定管理料 (但東中央体育館)
12. 委託料	1,908	豊岡市民グラウンド管理費 【文化・スポーツ振興課】 △176
14. 工事請負費	△2	事業用備品 △176
17. 備品購入費	△176	出石野球場管理費 【文化・スポーツ振興課】 582 運営委託料 582 指定管理料 (出石野球場) 神美台スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 553 運営委託料 553 指定管理料 (神美台スポーツ公園) 植村直己記念スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 280 運営委託料 282 指定管理料 (植村直己記念スポーツ公園)

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民グラウンド費)							
8. 学校給食費	372,504	19,615	392,119				19,615
計	1,249,066	30,353	1,279,419	△2		△113	30,468

## (款) 12. 公債費

## (項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	6,151,942	3,004	6,154,946				3,004
2. 利子	201,501	△10,580	190,921				△10,580
計	6,353,461	△7,576	6,345,885				△7,576

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		補修工事費 <span style="float:right">△2</span> トイレ洋式化 神鍋野外スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 <span style="float:right">74</span> 運営委託料 <span style="float:right">74</span> 指定管理料 (神鍋野外スポーツ公園) 但東スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】 <span style="float:right">417</span> 運営委託料 <span style="float:right">417</span> 指定管理料 (但東スポーツ公園)
10. 需用費	19,615	賄用需用費 【教育総務課】 <span style="float:right">19,615</span> 燃料費 <span style="float:right">3,507</span> 光熱水費 <span style="float:right">16,108</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	3,004	市債元金 【財政課】 <span style="float:right">3,004</span> 市債元金 <span style="float:right">3,004</span>
22. 償還金、利子及び割引	△10,580	市債利子 【財政課】 <span style="float:right">△10,580</span> 市債利子 <span style="float:right">△10,580</span>

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 884 ) 850	1,157,746	3,010,336	1,993,257	6,161,339	1,190,345	7,351,684	
補正前	( 878 ) 867	1,160,295	3,061,700	2,001,638	6,223,633	1,203,698	7,427,331	
比較	( 6 ) △ 17	△ 2,549	△ 51,364	△ 8,381	△ 62,294	△ 13,353	△ 75,647	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	103,244	41,347	114,038	1,558	12,605
	補正前	103,650	41,752	116,721	1,558	12,605
	比較	△ 406	△ 405	△ 2,683	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	238,478	32,740	9,962	101,650	700
	補正前	228,686	32,740	9,962	101,650	700
	比較	9,792	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	800,867	486,223	49,845		
	補正前	814,287	487,482	49,845		
	比較	△ 13,420	△ 1,259	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( ) 792		2,891,467	1,748,397	4,639,864	954,503	5,594,367	
補 正 前	( ) 793		2,900,525	1,741,104	4,641,629	956,463	5,598,092	
比 較	( ) △ 1		△ 9,058	7,293	△ 1,765	△ 1,960	△ 3,725	

( )内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	103,244	41,347	67,336	1,558	12,605
	補 正 前	103,650	41,752	67,593	1,558	12,605
	比 較	△ 406	△ 405	△ 257	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	238,478	32,740	9,962	101,650	700
	補 正 前	228,686	32,740	9,962	101,650	700
	比 較	9,792	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	602,709	486,223	49,845		
	補 正 前	602,881	487,482	49,845		
	比 較	△ 172	△ 1,259	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 884 ) 58	1,157,746	118,869	244,860	1,521,475	235,842	1,757,317	
補 正 前	( 878 ) 74	1,160,295	161,175	260,534	1,582,004	247,235	1,829,239	
比 較	( 6 ) △ 16	△ 2,549	△ 42,306	△ 15,674	△ 60,529	△ 11,393	△ 71,922	

( )内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			46,702		
	補 正 前			49,128		
	比 較			△ 2,426		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	198,158				
	補 正 前	211,406				
	比 較	△ 13,248				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 51,364	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 51,364	職員の変動によるもの △ 51,364 千円	
職員手当	△ 8,381	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 8,381	扶養手当 △ 406 千円 住居手当 △ 405 千円 通勤手当 △ 2,683 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 9,792 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 13,420 千円 勤勉手当 △ 1,259 千円 児童手当 千円	



地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	32,433,342	30,150,527	3,155,500	2,400
(3) 衛 生	6,017,186	5,285,633	109,400	5,400
(4) 農 林 水 産	996,294	1,018,090	212,200	△ 18,000
(6) 土 木	7,083,294	7,010,903	1,555,400	△ 5,300
(7) 消 防	3,530,437	3,591,986	222,600	8,000
(8) 教 育	8,303,927	7,329,669	658,300	12,300
3. そ の 他 債	16,217,267	15,751,836	483,500	
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	15,318,255	14,932,798	345,200	
合 計	48,966,557	46,189,535	3,639,000	2,400



(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,157,900	4,553,809		4,553,809	28,752,218	2,400	28,754,618
114,800	680,402		680,402	4,714,631	5,400	4,720,031
194,200	105,596		105,596	1,124,694	△ 18,000	1,106,694
1,550,100	967,898		967,898	7,598,405	△ 5,300	7,593,105
230,600	635,477		635,477	3,179,109	8,000	3,187,109
670,600	1,157,848		1,157,848	6,830,121	12,300	6,842,421
483,500	1,549,237	3,004	1,552,241	14,686,099	△ 3,004	14,683,095
345,200	1,353,930	3,004	1,356,934	13,924,068	△ 3,004	13,921,064
3,641,400	6,151,942	3,004	6,154,946	43,676,593	△ 604	43,675,989

## 歳入補正予算総括表

	款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,590,382	160,989	9,751,371
14	分 担 金 及 び 負 担 金	195,245	△ 810	194,435
16	国 庫 支 出 金	7,014,122	90,604	7,104,726
17	県 支 出 金	3,418,007	33,805	3,451,812
19	寄 附 金	1,063,867	11,300	1,075,167
20	繰 入 金	2,117,135	△ 40,528	2,076,607
21	繰 越 金	1,527,264	10,023	1,537,287
22	諸 収 入	2,736,204	81,443	2,817,647
23	市 債	2,968,400	2,400	2,970,800
歳 入 合 計		51,391,269	349,226	51,740,495

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	100,000	固定資産税	30,989
軽自動車税	10,000	市たばこ税	20,000
基盤整備事業費	1,250	治山事業費	△ 226
老人福祉法第28条収入	△ 1,834		
特別障害者手当等給付費負担金	5,565	特別障害者手当等給付費負担金(過年度分)	228
児童手当負担金(過年度分)	664	生活保護費負担金	121,725
マイナンバーカード交付事務費	2,639	デジタル田園都市国家構想推進交付金	△ 413
延長保育事業費	△ 1,516	一時預かり事業費	△ 2,000
保育所等整備交付金	21,547	社会資本整備総合交付金	△ 57,900
防災・安全交付金	65		
児童手当負担金(過年度分)	368	重度障害者医療費助成事業費	1,750
母子家庭等医療費助成事業費	500	高齢重度障害者医療費助成事業費	2,750
こども医療費助成事業費	1,084	延長保育促進事業費	△ 1,516
一時預かり事業費	△ 2,000	保育施設等一時支援事業費	7,921
一時預かり利用者負担軽減事業費	172	数量調整円滑化推進事業費	△ 98
多面的機能支払交付金	△ 22,500	環境保全型農業直接支払推進交付金	2,091
機構集積協力金	29,272	雪害被災施設復旧補助事業費	△ 3,592
農業生産コスト低減緊急対策事業費	32,071	森林環境保全整備事業費	△ 2,320
森林病虫害等防除事業費	△ 131	治山事業費	△ 13,690
商店街消費拡大支援事業費	△ 4,367	認定こども園整備事業費	△ 42
兵庫県議会議員選挙事務委託金	6,082		
企業版ふるさと応援寄附金	10,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
奨学基金寄附金	50	設備整備寄附金	100
社会教育事業費寄附金	150		
コウノトリ基金	72	地域振興基金	△ 40,600
前年度繰越金	10,023		
各種検診弁償金	△ 5,441	広告料	△ 600
頒布代	△ 1,625	他会計負担分消耗品等	△ 1,000
光熱水費等使用者負担金	23,687	事業協賛金	△ 200
事業助成金	△ 3,113	市民会館等入場料	△ 51,360
返納金	121,095		
清掃施設整備事業債	5,400	土地改良事業債	900
治山事業債	△ 20,500	水産業施設整備事業債	1,600
土木管理事業債	16,000	橋りょう整備事業債	△ 21,300
消防防災施設整備事業債	8,000	認定こども園整備事業債	12,300

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	7,857,199	△ 88,627	7,768,572
3	民 生 費	14,860,288	162,987	15,023,275
4	衛 生 費	5,346,164	△ 57,721	5,288,443

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 13,928	一般管理費	△ 2,500
財政管理費	990	庁舎管理費	16,462
基金管理費	310	城崎国際アートセンター管理費	2,718
鉄道交通対策事業費	1,462	公共交通対策事業費	△ 825
加陽水辺公園管理費	72	行政情報化推進事業費	1,100
D X推進事業費	814	庁舎管理費(城崎)	928
庁舎管理費(竹野)	1,057	竹野振興局プロジェクト事業費	△ 600
庁舎管理費(日高)	8,719	庁舎管理費(出石)	3,600
庁舎管理費(但東)	1,688	地域コミュニティ推進事業費	△ 5,047
コミュニティセンター管理費	6,867	内発型産業育成事業費	△ 2,045
情報戦略推進事業費	△ 289	演劇のまちづくり推進事業費	1,300
豊岡農業スクール開校事業費	△ 1,520	英語教育推進事業費	△ 533
豊岡の未来を創る高校生支援事業費	△ 3,030	出石永楽館歌舞伎開催事業費	△ 84,243
地域おこし協力隊推進事業費	△ 31,687	戸籍住民基本台帳事務費	1,190
個人番号カード交付事業費	2,511	県議会議員選挙費	5,832
人件費	△ 53,846	特別障害者手当等運営対策事業費	7,420
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金	△ 5,244	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	129
重度障害者医療費助成事業費	3,500	母子家庭等医療費助成事業費	1,000
高齢重度障害者医療費助成事業費	5,500	こども医療費助成事業費	8,687
立野庁舎管理費	4,316	豊岡健康福祉センター管理費	4,044
城崎健康福祉センター管理費	420	竹野健康福祉センター管理費	2,601
日高健康福祉センター管理費	1,895	日高東部健康福祉センター管理費	2,468
出石健康福祉センター管理費	1,484	但東健康福祉センター管理費	3,579
竹野多目的屋内運動広場管理費	39	但東健康増進センター管理費	57
障害者(児)医療給付事業費	11,417	介護保険事業特別会計繰出金	553
後期高齢者医療事業費	△ 2,069	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 498
外出支援サービス助成事業費	13,137	老人福祉事業費	△ 855
老人保護措置事業費	△ 6,306	長寿園管理費	44
子育てセンター運営事業費	480	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	50
放課後児童健全育成事業費	5,119	放課後児童クラブ整備事業費	△ 2,557
私立保育園等振興事業費	7,128	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 10,290
保育所管理費	6,645	子育て世帯への家計応援給付金支給事業費	△ 9,360
生活保護措置費	162,300		
人件費	△ 2,214	保健センター運営費	200
総合健康ゾーン健康増進施設管理費	16,513	健康診査事業費	△ 3,143
母子保健事業費	1,246	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	258
予防接種事業費	△ 54,821	感染症対策事業費	△ 7,967
斎場管理費	1,665	診療所事業特別会計繰出金	816
水道事業会計負担金	3,293	塵芥処理事業費	△ 13,567

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
6	農 林 水 産 業 費	2,091,758	△ 1,422	2,090,336
7	商 工 費	3,085,100	△ 17,813	3,067,287
8	土 木 費	5,491,270	212,329	5,703,599
9	消 防 費	1,583,773	11,943	1,595,716
10	教 育 費	4,328,247	135,126	4,463,373
12	公 債 費	6,353,461	△ 7,576	6,345,885
歳 出 合 計		51,391,269	349,226	51,740,495

主 な 内 容			
人件費	8	農業振興事業費	26,584
有害鳥獣駆除対策事業費	2,366	多面的機能支払事業費	△ 30,000
環境保全型農業直接支払事業費	2,788	人・農地プラン推進事業費	29,272
基盤整備促進事業費	2,250	林業総務費	93
市行造林事業費	△ 6,039	治山事業費	△ 29,536
松くい虫防除事業費	△ 958	水産業振興事業費	1,750
人件費	545	城崎町湯島財産区特別会計繰出金	△ 104
商工振興事業費	△ 12,491	中小企業金融対策事業費	△ 1,218
企業誘致推進事業費	△ 2,400	観光事業費	663
情報戦略推進事業費	△ 586	城崎文芸館管理費	331
竹野北前館管理費	957	観光施設管理費	△ 3,510
人件費	2,363	排水機樋門管理費	16,000
雪害対策事業費	258,834	上野橋整備事業費	△ 56,096
Weふらざ管理費	172	下水道事業会計負担金	△ 8,944
人件費	1,293	消防庁舎管理費	2,304
消火栓管理費	8,071	防災行政無線管理費	275
人件費	△ 17,551	教育総務事務局費	22
外国語指導助手招致事業費	△ 1,129	認定こども園運営事業費	△ 910
認定こども園整備事業費	34,501	学校運営事業費（小）	50
学校施設管理費（小）	49,746	学校施設管理費（中）	24,992
教材備品費（中）	50	幼稚園施設管理費	2,205
永楽館管理費	929	図書館管理費	3,457
豊岡市民会館管理費	3,212	歴史博物館管理費	1,426
日本・モンゴル民族博物館管理費	1,462	美術館管理費	2,311
竹野海洋センター管理費	401	出石海洋センター管理費	4,443
豊岡市民体育館管理費	321	豊岡総合体育館管理費	1,977
日高文化体育館管理費	1,769	但東中央体育館管理費	97
豊岡市民グラウンド管理費	△ 176	出石野球場管理費	582
神美台スポーツ公園管理費	553	植村直己記念スポーツ公園管理費	280
神鍋野外スポーツ公園管理費	74	但東スポーツ公園管理費	417
賄用需用費	19,615		
市債元金	3,004	市債利子	△ 10,580

## 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,374,166	△ 2,549	1,371,617
2	給 料	3,096,380	△ 51,364	3,045,016
3	職 員 手 当 等	2,056,589	△ 8,381	2,048,208
4	共 済 費	1,248,818	△ 13,353	1,235,465
7	報 償 費	208,671	10	208,681
8	旅 費	70,240	△ 1,063	69,177
10	需 用 費	1,630,461	127,433	1,757,894
11	役 務 費	467,130	△ 9,422	457,708
12	委 託 料	6,730,748	206,084	6,936,832
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	317,970	△ 13,871	304,099
14	工 事 請 負 費	2,922,952	△ 94,283	2,828,669
17	備 品 購 入 費	376,652	△ 4,281	372,371
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	11,526,388	12,408	11,538,796
19	扶 助 費	7,400,476	197,751	7,598,227
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,914,779	7,887	6,922,666
24	積 立 金	1,449,697	310	1,450,007
27	繰 出 金	2,847,583	△ 4,090	2,843,493
歳 出 合 計		51,391,269	349,226	51,740,495



## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,237,325	△ 82,855	8,154,470
2	物 件 費	8,743,110	302,919	9,046,029
3	維 持 補 修 費	207,643	2,539	210,182
4	扶 助 費	7,400,476	197,751	7,598,227
5	補 助 費 等	10,998,531	△ 48,763	10,949,768
6	普 通 建 設 事 業 費	4,527,801	△ 11,009	4,516,792
(1)	補 助 事 業 費	1,589,014	△ 41,209	1,547,805
(2)	単 独 事 業 費	2,938,787	30,200	2,968,987
9	公 債 費	6,353,443	△ 7,576	6,345,867
(1)	元 利 償 還 費	6,350,443	△ 7,576	6,342,867
(7)	元 金	6,151,942	3,004	6,154,946
(4)	利 子	198,501	△ 10,580	187,921
10	積 立 金	1,449,697	310	1,450,007
13	繰 出 金	2,847,583	△ 4,090	2,843,493
歳 出 合 計		51,391,269	349,226	51,740,495

# 一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
民生費	放課後児童クラブ整備事業費	△ 2,557	△ 2,557		
	小計	△ 2,557	△ 2,557		
衛生費	塵芥処理事業費	5,730		5,400	330
	小計	5,730		5,400	330
農林水産業費	農業振興事業費	32,071	32,071		
	基盤整備促進事業費	2,250		900	1,250
	市行造林事業費	△ 6,039	△ 2,320		△ 3,719
	治山事業費	△ 29,536	△ 13,690	△ 20,500	△ 226
	水産業振興事業費	1,750		1,600	
	小計	496	16,061	△ 18,000	1,024
商工費	観光施設管理費	△ 3,510	△ 3,510		
	小計	△ 3,510	△ 3,510		
土木費	排水機樋門管理費	16,000		16,000	
	雪害対策事業費	△ 13,395	△ 12,600		△ 795
	上野橋整備事業費	△ 56,096	△ 32,395	△ 21,300	△ 2,401
	小計	△ 53,491	△ 44,995	△ 5,300	△ 3,196
消防費	消火栓管理費	8,000		8,000	
	小計	8,000		8,000	
教育費	認定こども園整備事業費	34,501	21,505	12,300	696
	豊岡市民グラウンド管理費	△ 176			△ 113
	植村直己記念スポーツ公園管理費	△ 2	△ 2		
	小計	34,323	21,503	12,300	△ 113
	合計	△ 11,009	△ 13,498	2,400	911
					△ 822

# 一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率90%)	土地改良事業	農地整備事業費負担金(下鶴井地区)	900
	橋りょう整備事業	上野橋整備事業	△ 21,300
小計			△ 20,400
一般補助施設整備等事業債 (充当率90%)	水産業施設整備事業	水産業施設整備事業	1,600
小計			1,600
合併特例事業債 (充当率95%)	清掃施設整備事業	北但ごみ処理施設整備事業	5,400
	認定こども園整備事業	(仮称)アートチャイルドケア豊岡認定こども園整備	4,200
		(仮称)蓼川認定こども園整備	8,100
小計			17,700
緊急防災・減災事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備	8,000
小計			8,000
緊急自然災害防止対策債 (充当率100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 20,500
	土木管理事業	鶴岡樋管整備	16,000
小計			△ 4,500
合計			2,400



## 第132号議案

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第3号）

令和4年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,264千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,041,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすること  
ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		6,669,777	△20	6,669,757
	1. 県補助金	6,669,777	△20	6,669,757
6. 繰入金		676,519	△5,244	671,275
	1. 他会計繰入金	672,319	△5,244	667,075
歳入合計		9,046,902	△5,264	9,041,638

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		134,783	△323	134,460
	1. 総 務 管 理 費	125,694	△376	125,318
	3. 運 営 協 議 会 費	189	53	242
2. 保 険 給 付 費		6,192,880	1,800	6,194,680
	7. 傷 病 手 当 金	1,000	1,800	2,800
8. 保 健 事 業 費		129,999	△604	129,395
	2. 特定健康診査等事業費	108,558	△604	107,954
9. 基 金 積 立 金		57,717	△8,217	49,500
	1. 基 金 積 立 金	57,717	△8,217	49,500
11. 諸 支 出 金		69,534	2,080	71,614
	1. 償還金及び還付加算金	62,767	2,080	64,847
歳 出 合 計		9,046,902	△5,264	9,041,638

## 第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和5年度	36,829
計		36,829



令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第3号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,669,777	△20	6,669,757
6. 繰入金	676,519	△5,244	671,275
歳入合計	9,046,902	△5,264	9,041,638



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	134,783	△323	134,460
2. 保険給付費	6,192,880	1,800	6,194,680
8. 保健事業費	129,999	△604	129,395
9. 基金積立金	57,717	△8,217	49,500
11. 諸支出金	69,534	2,080	71,614
歳出合計	9,046,902	△5,264	9,041,638

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△323	
1,800			
△1,820			1,216
			△8,217
			2,080
△20	0	△323	△4,921

## 2. 歳 入

## (款) 4. 県支出金

## (項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,669,777	△20	6,669,757
計	6,669,777	△20	6,669,757

## (款) 6. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	672,319	△5,244	667,075
計	672,319	△5,244	667,075

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	1,800	普通交付金 1,800
2. 特別交付金	△1,820	特定健康診査等負担金 △1,820

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 職員給与費等繰入金	△323	職員給与費等繰入金 △323
6. 財政安定化支援事業繰入金	△4,921	財政安定化支援事業繰入金 △4,921

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	125,694	△376	125,318			△376	
計	125,694	△376	125,318			△376	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 運営協議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 運 営 協 議 会 費	189	53	242			53	
計	189	53	242			53	

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 傷 病 手 当 金	1,000	1,800	2,800	1,800			
計	1,000	1,800	2,800	1,800			



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△300	人件費	△376
			一般職給	△300
3. 職員手当等		9	一般職員	△300
			住居手当	182
18. 負担金、補助及び交付金		△85	通勤手当	29
			期末手当	△86
			勤勉手当	△116
			負担金	△85
			退職手当組合	△85

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		53	人件費	53
			委員報酬	53
			国民健康保険運営協議会委員	53

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		1,800	保険給付事業費 【市民課】	1,800
			傷病手当金	1,800

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	108,558	△604	107,954	△1,820			1,216
計	108,558	△604	107,954	△1,820			1,216

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	57,717	△8,217	49,500				△8,217
計	57,717	△8,217	49,500				△8,217

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者保険税還付金	10,000	2,080	12,080				2,080
計	62,767	2,080	64,847				2,080

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	95	人件費	△604
2. 給	料	△224	会計年度任用職員報酬	95
			パートタイム職員	95
3. 職 員 手 当 等		△327	一般職給	△224
			一般職員	△224
4. 共 済 費		△148	通勤手当	△106
			期末手当	△181
			勤勉手当	△40
			共済組合負担金	△148

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積 立 金		△8,217	基金積立金 【市民課】	△8,217
			国民健康保険財政調整基金積立金	△8,217

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引	料	2,080	還付金 【税務課】	2,080
			還付金	2,080
			保険税過年度過誤納還付金	2,080

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	12	213			213	1	214	
	計	12	213			213	1	214	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	12	160			160	1	161	
	計	12	160			160	1	161	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	0	53			53	0	53	
	計	0	53			53	0	53	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 17 )	18,665	63,449	35,620	117,734	24,274	142,008	
補正前	( 11 17 )	18,570	63,973	35,938	118,481	24,422	142,903	
比 較	( 0 0 )	95	△ 524	△ 318	△ 747	△ 148	△ 895	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,056	758	2,205		107
	補正前	1,056	576	2,282		107
	比 較	0	182	△ 77		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,405			1,722	
	補正前	2,405			1,722	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	16,020	10,507	840		
	補正前	16,287	10,663	840		
	比 較	△ 267	△ 156	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 17 )		63,449	31,448	94,897	20,634	115,531	
補正前	( 17 )		63,973	31,649	95,622	20,782	116,404	
比 較	( 0 )		△ 524	△ 201	△ 725	△ 148	△ 873	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,056	758	1,414		107
	補正前	1,056	576	1,505		107
	比 較	0	182	△ 91		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,405			1,722	
	補正前	2,405			1,722	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	12,639	10,507	840		
	補正前	12,775	10,663	840		
	比 較	△ 136	△ 156	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 )	18,665		4,172	22,837	3,640	26,477	
補正前	( 11 )	18,570		4,289	22,859	3,640	26,499	
比 較	( 0 )	95		△ 117	△ 22	0	△ 22	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			791		
	補正前			777		
	比 較			14		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,381				
	補正前	3,512				
	比 較	△ 131				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 524	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 524	職員の変動によるもの	△ 524 千円
職員手当	△ 318	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 318	扶養手当 千円 住居手当 182 千円 通勤手当 △ 77 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 267 千円 勤勉手当 △ 156 千円 児童手当 千円	

第133号議案

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第2号）

令和4年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		35,480	129	35,609
	1. 他会計繰入金	35,480	129	35,609
歳入合計		109,878	129	110,007



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		66,141	129	66,270
	1. 総 務 管 理 費	66,141	129	66,270
歳 出	合 計	109,878	129	110,007



令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算(第2号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	35,480	129	35,609
歳入合計	109,878	129	110,007



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	66,141	129	66,270
歳出合計	109,878	129	110,007

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			129
0	0	0	129

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	33,980	129	34,109
計	35,480	129	35,609



(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	一般会計繰入金	129	一般会計繰入金 129

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	66,141	129	66,270				129
計	66,141	129	66,270				129

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		129	一般管理費 【健康増進課】	129
			光熱水費	129



第134号議案

令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,347,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		338,917	△240	338,677
	1. 一般会計繰入金	338,917	△240	338,677
歳入合計		1,347,586	△240	1,347,346

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		34,957	△498	34,459
	1. 総 務 管 理 費	32,360	△498	31,862
4. 諸 支 出 金		2,420	258	2,678
	1. 償還金及び還付加算金	1,525	258	1,783
歳 出 合 計		1,347,586	△240	1,347,346





令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	338,917	△240	338,677
歳入合計	1,347,586	△240	1,347,346



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	34,957	△498	34,459
4. 諸支出金	2,420	258	2,678
歳出合計	1,347,586	△240	1,347,346

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△498	
		258	
0	0	△240	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	20,736	△99	20,637
3. その他一般会計繰入金	14,648	△141	14,507
計	338,917	△240	338,677

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 事務費繰入金	△99	事務費繰入金	△99
1. 職員給与費等繰入金	△399	職員給与費等繰入金	△399
2. その他一般会計繰入金	258	その他一般会計繰入金	258

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	32,360	△498	31,862			△498	
計	32,360	△498	31,862			△498	

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 償 還 金	0	258	258			258	
計	1,525	258	1,783			258	



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△281	人件費	△399
			会計年度任用職員報酬	△281
3. 職員手当等		△54	パートタイム職員	△281
			通勤手当	△96
4. 共済費		△64	時間外勤務手当	75
			期末手当	△33
12. 委託料		△99	共済組合負担金	△12
			健保、厚生年金保険料	△52
			一般管理費 【市民課】	△99
			業務委託料	△99
			後期高齢者医療システム改修業務	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		258	返納金 【市民課】	258
			返還金	258
			兵庫県後期高齢者医療広域連合返還金	258

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 2	3,456	3,970	3,450	10,876	2,419	13,295	
補正前	( 2 ) 2	3,737	3,970	3,504	11,211	2,483	13,694	
比 較	( 0 ) 0	△ 281	0	△ 54	△ 335	△ 64	△ 399	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	125		8
	補正前		336	221		8
	比 較		0	△ 96		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	730				
	補正前	655				
	比 較	75				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,592	659			
	補正前	1,625	659			
	比 較	△ 33	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 2		3,970	2,678	6,648	1,714	8,362	
補正前	( 2 ) 2		3,970	2,603	6,573	1,714	8,287	
比 較	( 0 ) 0		0	75	75	0	75	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336			8
	補正前		336			8
	比 較		0			0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	730				
	補正前	655				
	比 較	75				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	945	659			
	補正前	945	659			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 2 )	3,456		772	4,228	705	4,933	
補 正 前	( 2 )	3,737		901	4,638	769	5,407	
比 較	( 0 )	△ 281		△ 129	△ 410	△ 64	△ 474	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			221		
	比 較			△ 96		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	647				
	補 正 前	680				
	比 較	△ 33				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0				
		昇給に伴う増加分	0				
		その他の増減分	0	0千円			
職 員 手 当	△ 54	制度改正に伴う増減分	0				
		その他の増減分	△ 54	扶養手当	千円		
				住居手当	千円		
				通勤手当	△ 96千円		
				単身赴任手当	千円		
				特殊勤務手当	千円		
				時間外勤務手当	75千円		
				休日勤務手当	千円		
				夜間勤務手当	千円		
				管理職手当	千円		
				管理職員特別勤務手当	千円		
期末手当	△ 33千円						
勤勉手当	千円						
児童手当	千円						



第135号議案

令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,411,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,693,696	553	1,694,249
	1. 一般会計繰入金	1,658,980	553	1,659,533
歳入合計		10,410,474	553	10,411,027

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		308,694	553	309,247
	1. 総 務 管 理 費	257,693	553	258,246
歳 出	合 計	10,410,474	553	10,411,027

## 第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉計画・第9期介護保険 事業計画策定支援等業務	令和5年度	4,268
計		4,268



令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,693,696	553	1,694,249
歳入合計	10,410,474	553	10,411,027



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	308,694	553	309,247
歳出合計	10,410,474	553	10,411,027

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		553	
0	0	553	0

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. その他一般会計繰入金	313,167	553	313,720
計	1,658,980	553	1,659,533

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 事務費繰入金	553	事務費繰入金	553

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	256,817	553	257,370			553	
計	257,693	553	258,246			553	



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
8. 旅 費	13	一般管理費 【高年介護課】	553
		普通旅費	13
10. 需 用 費	164	消耗品費	132
		印刷製本費	32
11. 役 務 費	376	通信運搬費	376



第136号議案

令和4年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所収入		86,329	138	86,467
	7. 繰 入 金	32,429	138	32,567
3. 神鍋診療所収入		82,334	428	82,762
	7. 繰 入 金	25,262	428	25,690
4. 高橋診療所収入		73,034	522	73,556
	7. 繰 入 金	30,777	522	31,299
5. 但東歯科診療所収入		15,288	1,528	16,816
	1. 診 療 収 入	10,372	1,800	12,172
	7. 繰 入 金	4,574	△272	4,302
歳 入 合 計		298,457	2,616	301,073

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所費		86,229	138	86,367
	1. 総務費	51,010	138	51,148
3. 神鍋診療所費		82,234	428	82,662
	1. 総務費	47,629	432	48,061
	4. 公債費	6	△4	2
4. 高橋診療所費		72,934	522	73,456
	1. 総務費	42,188	522	42,710
5. 但東歯科診療所費		15,188	1,528	16,716
	1. 総務費	9,323	928	10,251
	2. 医業費	5,865	600	6,465
歳 出 合 計		298,457	2,616	301,073



令和4年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	86,329	138	86,467
3. 神鍋診療所収入	82,334	428	82,762
4. 高橋診療所収入	73,034	522	73,556
5. 但東歯科診療所収入	15,288	1,528	16,816
歳入合計	298,457	2,616	301,073





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所費	86,229	138	86,367
3. 神鍋診療所費	82,234	428	82,662
4. 高橋診療所費	72,934	522	73,456
5. 但東歯科診療所費	15,188	1,528	16,716
歳出合計	298,457	2,616	301,073

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			138
			428
			522
			1,528
0	0	0	2,616

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	32,429	138	32,567
計	32,429	138	32,567

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	25,262	428	25,690
計	25,262	428	25,690

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	30,777	522	31,299
計	30,777	522	31,299

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	10,372	1,800	12,172
計	10,372	1,800	12,172

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	一般会計繰入金	138	一般会計繰入金	138

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	一般会計繰入金	428	一般会計繰入金	428

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	一般会計繰入金	522	一般会計繰入金	522

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	国民健康保険診療報酬収入	△982	現年度分	△982
2.	社会保険診療報酬収入	339	現年度分	339
3.	後期高齢者診療報酬収入	2,212	現年度分	2,212
4.	一部負担金収入	△152	現年度分	△152
5.	その他診療報酬収入	383	現年度分	383

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	4,574	△272	4,302
計	4,574	△272	4,302

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	一般会計繰入金	△272	一般会計繰入金 △272

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	51,010	138	51,148				138
計	51,010	138	51,148				138

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	47,629	432	48,061				432
計	47,629	432	48,061				432

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	6	△4	2				△4
計	6	△4	2				△4

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	42,188	522	42,710				522
計	42,188	522	42,710				522



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		138	一般管理費 【健康増進課】	138
			光熱水費	138

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		432	一般管理費 【健康増進課】	432
			光熱水費	432

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		△4	市債利子 【健康増進課】	△4
			市債利子	△4

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		522	一般管理費 【健康増進課】	522
			光熱水費	522

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	9,323	928	10,251				928
計	9,323	928	10,251				928

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	5,865	600	6,465				600
計	5,865	600	6,465				600

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	28	一般管理費 【健康増進課】	928
		光熱水費	28
12. 委託料	900	業務委託料	900
		診察業務	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	600	医業費 【健康増進課】	600
		医薬材料費	600



令和4年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,096,861 千円	△ 54,075 千円	1,042,786 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	2,256,690 千円	2,058 千円	2,258,748 千円
第1項 営業収益	1,716,430 千円	71 千円	1,716,501 千円
第2項 営業外収益	540,258 千円	1,987 千円	542,245 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,166,891 千円	△ 1,705 千円	2,165,186 千円
第1項 営業費用	1,925,470 千円	14,536 千円	1,940,006 千円
第2項 営業外費用	227,880 千円	△ 16,241 千円	211,639 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,423,293千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87,804千円、過年度分損益勘定留保資金676,289千円及び当年度分損益勘定留保資金659,200千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,394,148千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,149千円、過年度分損益勘定留保資金676,289千円及び当年度分損益勘定留保資金635,710千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	650,539千円	△24,254千円	626,285千円
第1項 企業債	477,900千円	△32,500千円	445,400千円
第2項 出資金	84,316千円	246千円	84,562千円
第3項 負担金	35,600千円	8,000千円	43,600千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,073,832千円	△53,399千円	2,020,433千円
第1項 建設改良費	1,097,691千円	△54,075千円	1,043,616千円
第2項 企業債償還金	976,141千円	676千円	976,817千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

追加

事項	期間	限度額
水質検査業務	令和5年度	16,300千円
老朽管更新事業	令和5年度	96,000千円

変更

事項	期間	限度額
佐野浄水場膜ろ過設備更新事業	令和5年度～令和6年度	1,011,800千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良費	477,900千円	445,400千円
計	477,900千円	445,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	155,903千円	860千円	156,763千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条中「236,328千円」を「239,375千円」に改める。

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎





令和4年度

豊岡市水道事業会計補正予算  
(第2号)に関する説明書

令和4年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,256,690	2,058	2,258,748			
1 営業収益	1,716,430	71	1,716,501			
15 その他営業 収益	58,409	71	58,480	020 他会計負担金	71	消火栓維持管理 負担金
2 営業外収益	540,258	1,987	542,245			
10 他会計補助 金	236,328	3,047	239,375	005 一般会計補助金	3,047	一般会計繰入金
17 長期前受金 戻入	258,869	2,476	261,345	005 受贈財産評価額 長期前受金戻入	23	
				015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 41	
				020 工事負担金長期 前受金戻入	△ 52	
				090 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	2,546	
20 雑収益	20,898	△ 3,536	17,362	005 ダム管理受託金	△ 3,536	

## 支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,166,891	△ 1,705	2,165,186			
1 営業費用	1,925,470	14,536	1,940,006			
05 原水及び浄水費	285,513	15,000	300,513			
				060 動力費	15,000	
10 配水及び給水費	216,815	5,340	222,155			
				003 手当	340	時間外勤務手当
				060 動力費	5,000	
20 総係費	191,425	395	191,820			
				003 手当	395	時間外勤務手当
25 減価償却費	1,146,367	△ 41,199	1,105,168			
				105 有形固定資産 減価償却費	△ 41,199	建物 254 構築物 △ 4,830 機械及び装置 △ 36,677 工具器具及び備品 54
30 資産減耗費	85,100	35,000	120,100			
				115 固定資産除却費	35,000	固定資産除却費 (非現金支出)
2 営業外費用	227,880	△ 16,241	211,639			
05 支払利息	163,684	△ 4,465	159,219			
				135 企業債利息	△ 4,465	
12 ダム管理費	30,243	△ 17,132	13,111			
				040 委託料	△ 3,400	設備保守点検等委託料
				070 負担金	△ 13,732	ダム管理
15 消費税及び地方消費税	33,542	5,356	38,898			
				155 消費税及び地方消費税	5,356	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	650,539	△ 24,254	626,285			
1 企業債	477,900	△ 32,500	445,400			
05 企業債	477,900	△ 32,500	445,400	005 企業債	△ 32,500	上水道事業債
2 出資金	84,316	246	84,562			
05 他会計出資金	84,316	246	84,562	005 一般会計出資金	246	一般会計繰入金
3 負担金	35,600	8,000	43,600			
10 工事負担金	35,600	8,000	43,600	005 一般会計負担金	8,000	消火栓新設改良負担金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	2,073,832	△ 53,399	2,020,433			
1 建設改良費	1,097,691	△ 54,075	1,043,616			
05 配水施設費	1,096,861	△ 54,075	1,042,786	003 手当	125	時間外勤務手当
				090 工事請負費	△ 54,200	施設設備工事
2 企業債償還金	976,141	676	976,817			
05 企業債償還金	976,141	676	976,817	175 企業債償還金	676	

## 令和4年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	8,941
減価償却費	1,105,168
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	780
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,289
長期前受金戻入額	△ 261,345
受取利息及び受取配当金	△ 1,500
支払利息	159,219
固定資産除却損	75,000
未収金の増減額 (△は増加)	43,858
未払金の増減額 (△は減少)	△ 62,622
たな卸資産の増減額 (△は増加)	500
前受金の増減額 (△は減少)	△ 3
小計	1,065,707
利息及び配当金の受取額	1,500
利息の支払額	△ 159,219
業務活動によるキャッシュ・フロー	907,988
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,496,176
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	52,722
負担金による収入	43,573
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,399,879
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	883,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 976,817
他会計からの出資による収入	84,562
豊岡市奨学基金への支出	△ 600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,455
資金増加額	△ 501,346
資金期首残高	3,240,104
資金期末残高	2,738,758

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	89	60,879	32,322	93,290	19,912	113,202
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,637	13,288	35,925	7,636	43,561
	合計	10	( ) 23	89	83,516	45,610	129,215	27,548	156,763
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	89	60,879	31,587	92,555	19,912	112,467
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,637	13,163	35,800	7,636	43,436
	合計	10	( ) 23	89	83,516	44,750	128,355	27,548	155,903
比較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	735	735	0	735
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	125	125	0	125
	合計	0	( ) 0	0	0	860	860	0	860

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,328	941	1,625			6,840
	補正前	2,328	941	1,625			5,980
	比較	0	0	0			860
手当の内訳	区分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	17,064	13,567	1,040	
	補正前		2,205	17,064	13,567	1,040	
	比較		0	0	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	57,447	31,471	89,007	19,209	108,216
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,637	13,288	35,925	7,636	43,561
	合計	10	( ) 21	89	80,084	44,759	124,932	26,845	151,777
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	57,447	30,736	88,272	19,209	107,481
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,637	13,163	35,800	7,636	43,436
	合計	10	( ) 21	89	80,084	43,899	124,072	26,845	150,917
比較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	735	735	0	735
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	125	125	0	125
	合計	0	( ) 0	0	0	860	860	0	860

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,328	941	1,461			6,840
	補正前	2,328	941	1,461			5,980
	比 較	0	0	0			860
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	16,377	13,567	1,040	
	補正前		2,205	16,377	13,567	1,040	
	比 較		0	0	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		3,432	851	4,283	703	4,986
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	2		3,432	851	4,283	703	4,986
補正前	損益勘定 支弁職員	2		3,432	851	4,283	703	4,986
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	2		3,432	851	4,283	703	4,986
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			164			
	補正前			164			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			687			
	補正前			687			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	860	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	860	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 860 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 0 千円 勤勉手当 0 千円 児童手当 0 千円	



## 債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
水質検査業務	16,300			令和5年度	16,300				16,300
老朽管更新事業	96,000			令和5年度	96,000			96,000	

変更

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
佐野浄水場膜ろ過 設備更新事業	1,011,800			令和5年度 ～ 令和6年度	1,011,800		607,000	404,800	

令和4年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和5年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,000,332		
減価償却累計額	984,434	1,015,898	
ハ 構 築 物	34,195,201		
減価償却累計額	16,755,998	17,439,203	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,926,135		
減価償却累計額	7,131,542	2,794,593	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023		
減価償却累計額	18,072	951	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	96,462		
減価償却累計額	83,247	13,215	
ト 建 設 仮 勘 定		935,950	
有形固定資産合計			22,896,012
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		177,863	
無形固定資産合計			180,131
固定資産合計			23,076,143

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,738,758	
(2) 未収金	357,018		
貸倒引当金	11,673	345,345	
(3) 貯蔵品		20,789	
(4) 前払金		958	
(5) その他流動資産		61	
流動資産合計			3,105,911

資産合計

26,182,054

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

9,384,893

9,384,893

企業債合計

固定負債合計

9,384,893

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

983,044

983,044

企業債合計

(2) 未払金

201,020

(3) 引当金

イ 賞与引当金

9,853

ロ 法定福利費引当金

1,922

引当金合計

11,775

(4) その他流動負債

3,456

流動負債合計

1,199,295

5 繰延収益

長期前受金

11,688,277

収益化累計額

6,749,430

繰延収益合計

4,938,847

負債合計

15,523,035

資本の部

6 資本金

7,691,634

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

18,564

ロ 国庫（県）補助金

52,302

ハ 一般会計補助金

2,816

ニ 工事負担金

75,532

ホ その他資本剰余金

161,627

資本剰余金合計

310,841

(2) 利益剰余金

イ 建設改良積立金

250,000

ロ 資産維持積立金

866,600

ハ 当年度未処分利益剰余金

1,539,944

利益剰余金合計

2,656,544

剰余金合計

2,967,385

資本合計

10,659,019

負債資本合計

26,182,054

## 注記

### I 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,670,452千円である。

令和4年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) おもな建設改良事業			
処理場施設事業費	1,414,718 千円	113 千円	1,414,831 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,639,152 千円	△ 28,787 千円	5,610,365 千円
第1項 営業収益	1,820,347 千円	8,238 千円	1,828,585 千円
第2項 営業外収益	3,818,803 千円	△ 37,025 千円	3,781,778 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,905,752 千円	△ 47,482 千円	4,858,270 千円
第1項 営業費用	4,366,751 千円	△ 37,490 千円	4,329,261 千円
第2項 営業外費用	530,438 千円	△ 9,992 千円	520,446 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,407,933千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106,571千円、当年度分損益勘定留保資金1,832,728千円、減債積立金468,634千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,411,310千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106,571千円、当年度分損益勘定留保資金1,815,046千円、減債積立金 489,693千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	6,124,101 千円	3,377 千円	6,127,478 千円
第1項 建設改良費	2,428,076 千円	113 千円	2,428,189 千円
第2項 企業債償還金	3,696,025 千円	3,264 千円	3,699,289 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	124,926 千円	113 千円	125,039 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「2,384,490千円」を「2,367,308千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 予算第9条の次に第10条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
汚泥処理 運搬業務	令和5年度	43,000千円

令和4年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和4年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和4年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,639,152	△ 28,787	5,610,365			
1 営業収益	1,820,347	8,238	1,828,585			
10 他会計負担金	143,428	8,238	151,666			
				005 雨水処理負担金	8,238	
2 営業外収益	3,818,803	△ 37,025	3,781,778			
15 他会計補助金	2,365,424	△ 17,182	2,348,242			
				005 一般会計補助金	△ 17,182	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,398,643	△ 19,808	1,378,835			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 19,808	
30 消費税及び地方消費税還付金	44,714	△ 35	44,679			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 35	消費税及び地方消費 税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,905,752	△ 47,482	4,858,270			
1 営業費用	4,366,751	△ 37,490	4,329,261			
10 ポンプ場費	43,415	4	43,419			
				015 手当等	4	時間外勤務手当
15 処理場費	760,498	9	760,507			
				015 手当等	9	時間外勤務手当
25 総係費	124,736	△ 13	124,723			
				015 手当等	△ 13	時間外勤務手当
30 減価償却費	3,211,694	△ 37,490	3,174,204			
				175 有形固定資産 減価償却費	△ 37,490	構築物 △ 3,614 機械及び装置 △ 33,886 工具器具及び備品 10
2 営業外費用	530,438	△ 9,992	520,446			
05 支払利息	530,436	△ 9,992	520,444			
				205 企業債利息	△ 9,992	

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	6,124,101	3,377	6,127,478			
1 建設改良費	2,428,076	113	2,428,189			
15 処理場施設事業費	1,414,718	113	1,414,831			
				015 手当等	113	時間外勤務手当
2 企業債償還金	3,696,025	3,264	3,699,289			
05 企業債償還金	3,696,025	3,264	3,699,289			
				275 企業債償還金	3,264	



令和4年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	645,524
減価償却費	3,174,204
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,880
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,533
長期前受金戻入額	△ 1,378,835
受取利息及び受取配当金	△ 325
支払利息	520,444
固定資産除却損	19,676
未収金の増減額 (△は増加)	△ 44,679
未払金の増減額 (△は減少)	△ 62,698
小計	2,871,658
利息及び配当金の受取額	325
利息の支払額	△ 520,444
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,351,539

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,432,403
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,781,740
他会計補助金による収入	19,066
負担金等による収入	501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,631,094

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,095,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,699,289
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 603,489

資金増加額	116,956
資金期首残高	2,561,068
資金期末残高	2,678,024

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	96	43,311	21,201	64,608	13,957	78,565
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		25,364	13,186	38,550	7,924	46,474
	合 計	10	( ) 19	96	68,675	34,387	103,158	21,881	125,039
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	96	43,311	21,201	64,608	13,957	78,565
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		25,364	13,073	38,437	7,924	46,361
	合 計	10	( ) 19	96	68,675	34,274	103,045	21,881	124,926
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	113	113	0	113
	合 計	0	( ) 0	0	0	113	113	0	113

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,592	336	1,384		16	1,715
	補正前	2,592	336	1,384		16	1,602
	比 較	0	0	0		0	113
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	14,226	11,115	1,310	
	補正前		1,693	14,226	11,115	1,310	
	比 較		0	0	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	96	41,595	20,832	62,523	13,588	76,111
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		23,434	12,749	36,183	7,547	43,730
	合 計	10	( ) 17	96	65,029	33,581	98,706	21,135	119,841
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	96	41,595	20,832	62,523	13,588	76,111
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		23,434	12,636	36,070	7,547	43,617
	合 計	10	( ) 17	96	65,029	33,468	98,593	21,135	119,728
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	113	113	0	113
	合 計	0	( ) 0	0	0	113	113	0	113

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,592	336	1,309		16	1,715
	補正前	2,592	336	1,309		16	1,602
	比 較	0	0	0		0	113
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	13,495	11,115	1,310	
	補正前		1,693	13,495	11,115	1,310	
	比 較		0	0	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,716	369	2,085	369	2,454
	資本勘定 支弁職員	1		1,930	437	2,367	377	2,744
	合 計	2		3,646	806	4,452	746	5,198
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,716	369	2,085	369	2,454
	資本勘定 支弁職員	1		1,930	437	2,367	377	2,744
	合 計	2		3,646	806	4,452	746	5,198
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			75			
	補正前			75			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			731			
	補正前			731			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 19 人 補正前 19 人 増 減 0 人
職員手当	113	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	113	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 113 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 0 千円 勤勉手当 0 千円 児童手当 0 千円	

## 債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
汚泥処理 運搬業務	43,000			令和5年度	43,000				43,000

令和4年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和5年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,930,290	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>3,254,132</u>	5,128,844	
ニ 建物附属設備	1,147,496		
減価償却累計額	<u>1,105,133</u>	42,363	
ホ 構築物	106,035,791		
減価償却累計額	<u>42,504,361</u>	63,531,430	
ヘ 機械及び装置	31,694,872		
減価償却累計額	<u>20,738,360</u>	10,956,512	
ト 車両及び運搬具	8,492		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	420	
チ 工具器具及び備品	68,458		
減価償却累計額	<u>59,522</u>	8,936	
リ 建設仮勘定		<u>2,214,163</u>	
有形固定資産合計			84,854,435

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>1,284</u>	
無形固定資産合計			<u>4,584</u>

固定資産合計 84,859,019

2 流動資産

(1) 現金預金 2,678,024

(2) 未収金 365,583  
貸倒引当金 12,539 353,044

(3) その他流動資産 78

流動資産合計 3,031,146

資産合計

87,890,165

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>38,282,093</u>		
	企業債合計		38,282,093	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>32,022</u>		
	引当金合計		<u>32,022</u>	
	固定負債合計			38,314,115
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,710,976</u>		
	企業債合計		3,710,976	
(2)	未払金		778,198	
(3)	預り金		1,582	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	8,087		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,576</u>		
	引当金合計		<u>9,663</u>	
	流動負債合計			4,500,419
5	繰延収益			
	長期前受金		62,858,884	
	収益化累計額		<u>29,686,616</u>	
	繰延収益合計			<u>33,172,268</u>
	負債合計			75,986,802

資本の部

6	資本金			8,868,686
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	36,865		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		918,610	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	969,355		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,146,712</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,116,067</u>	
	剰余金合計			<u>3,034,677</u>
	資本合計			<u>11,903,363</u>
	負債資本合計			<u>87,890,165</u>

## 注記

### I. 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、26,469,080千円である。



II セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円）

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニテイ ・プラント	合 計
営業収益	1,233,582	400,208	30,634	3,840	1,622	2,614	2,323	1,674,823
営業費用	2,333,673	1,160,204	614,085	37,780	23,782	13,936	53,965	4,237,425
営業損益	△ 1,100,091	△ 759,996	△ 583,451	△ 33,940	△ 22,160	△ 11,322	△ 51,642	△ 2,562,602
経常損益	488,130	161,819	454	9	9	73	91	650,585
セグメント資産	44,869,727	25,394,686	14,785,811	665,954	342,176	125,149	1,706,662	87,890,165
セグメント負債	40,510,635	22,364,617	11,653,391	511,056	204,600	97,504	644,999	75,986,802
その他の項目								
他会計繰入金	1,246,465	730,375	481,694	17,115	19,922	7,613	1,324	2,504,508
減価償却費	1,737,362	837,129	502,848	25,870	13,141	7,206	50,648	3,174,204
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,584	843	454	9	9	73	91	5,063
固定資産増加額	967,743	1,192,994	50,909	0	0	0	0	2,211,646